

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (5) - ア	各種事務事業の取扱い(建設に関する事務事業/建設関係)
調整方針	市村道については、現行のとおり新市に引継ぎ、市道の認定基準については白河市の例を基本として新市において統一する。	

区分	4市村の現況			
	白河市	表郷村	大信村	東村
道路認定・廃止	<p><b>【市道の現況】</b> (平成16年4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線数: 1,071</li> <li>・実延長: 499,178 m</li> <li>・改良率: 53.0 %</li> <li>・舗装率: 72.5 %</li> </ul> <p><b>【道路認定基準】</b> 法令、国土交通省認定基準及び白河市区道路線認定基準・特例基準により認定</p> <p><b>【認定】</b> 道路改良事業、寄附採納、帰属等による認定 道路改良事業による従前道路の廃止認定(ルート変更の場合当該路線を一度廃止し再認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議決後、認定告示(その都度)</li> <li>・認定に伴う路線の区域の決定、供用開始等の告示</li> </ul>	<p><b>【村道の現況】</b> (平成16年4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線数: 232</li> <li>・実延長: 162,649 m</li> <li>・改良率: 44.8 %</li> <li>・舗装率: 57.7 %</li> </ul> <p><b>【道路認定基準】</b> 法令及び国土交通省認定基準により認定</p> <p><b>【認定】</b> 道路改良事業、寄附採納、帰属等による認定 道路改良事業による従前道路の廃止認定(起終点の字変更の場合当該路線を一度廃止し再認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議決後、認定告示(その都度)</li> <li>・認定に伴う路線の区域の決定</li> <li>・変更、供用開始等の告示</li> </ul>	<p><b>【村道の現況】</b> (平成16年4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線数: 208</li> <li>・実延長: 147,863 m</li> <li>・改良率: 61.9 %</li> <li>・舗装率: 74.2 %</li> </ul> <p><b>【道路認定基準】</b> 法令及び国土交通省認定基準により認定</p> <p><b>【認定】</b> 道路改良事業、寄附採納、帰属等による認定 道路改良事業による従前道路の廃止認定(起終点の字変更の場合当該路線を一度廃止し再認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議決後、認定告示(その都度)</li> <li>・認定に伴う路線の区域の決定</li> <li>・変更、供用開始等の告示</li> </ul>	<p><b>【村道の現況】</b> (平成16年4月1日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線数: 284</li> <li>・実延長: 182,892 m</li> <li>・改良率: 58.2 %</li> <li>・舗装率: 62.0 %</li> </ul> <p><b>【道路認定基準】</b> 法令及び国土交通省認定基準により認定</p> <p><b>【認定】</b> 道路改良事業、寄附採納、帰属等による認定 道路改良事業による従前道路の廃止認定(起終点の字変更の場合当該路線を一度廃止し再認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議決後、認定告示(その都度)</li> <li>・認定に伴う路線の区域の決定</li> <li>・変更、供用開始等の告示</li> </ul>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	<p>【廃止】 従前道路が形態消失等、機能停止した場合による路線の廃止・認定同様に議会の議決が必要</p> <p>【変更】 字、起終点、重要な経過地の変更による路線の変更 ・認定同様に議会の議決が必要 ・変更の公示 ・区域の変更、供用開始の公示</p>	<p>【廃止】 従前道路が形態消失等、機能停止した場合による路線の廃止・認定同様に議会の議決が必要</p>	<p>【廃止】 従前道路が形態消失等、機能停止した場合による路線の廃止・認定同様に議会の議決が必要</p>	<p>【廃止】 従前道路が形態消失等、機能停止した場合による路線の廃止・認定同様に議会の議決が必要</p>

## 【先進事例】

伊達7町合併協議会

- ・町道は、現行のとおり新市に引き継ぐ、市道の認定基準は新市において再編する。

田村地方5町村合併協議会

- ・町村道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、市道の認定基準については、新市において統一する。

千曲市（長野県）

- ・市道、町道の取扱いについては、現市道・町道は新市の市道として位置付ける。認定基準は更埴市の例による。

三次市（広島県）

- ・市町村道については、現行のとおり新市に引き継ぎ、市道の認定基準については、新市において統一する。

## 【参考法令等】

道路法（抜粋）

（道路の種類）

第3条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

- （1）高速自動車国道
- （2）一般国道
- （3）都道府県道
- （4）市町村道

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

（路線の認定の公示）

第9条 都道府県知事又は市町村長は、第7条又は前条の規定により路線を認定した場合においては、その路線名、起点、終点、重要な経過地その他必要な事項を、国土交通省令で定めるところにより、公示しなければならない。

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代るべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代え、路線を変更することができる。

3 前2項の規定により路線を廃止し、又は変更しようとする場合の手続は、路線の認定の手続に準じて行わなければならない。

（市町村道の管理）

第16条 市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行う。

このページは白紙です！！

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24-(5)-イ	各種事務事業の取扱い(建設に関する事務事業/上下水道関係)
調整方針	<p>1 水道事業、簡易水道事業及び工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>2 積立金については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>3 水道料金及び加入金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな財政収支計画に基づき、合併後5年を目途に段階的に統一する。</p> <p>4 各種手数料については、合併時に統一する。</p> <p>5 公共下水道事業及びコミュニティプラントについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>6 下水道使用料及び受益者負担金については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>7 農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>8 農業集落排水施設使用料については、現行のとおりとし、合併後5年を目途に新たな施設改良計画を踏まえ統一する。加入金については、合併時に廃止する。</p>	

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
水道事業	<p>【水道事業概要】</p> <p>[上水道事業] 白河市水道事業 計画給水人口 49,500人 計画最大給水量 27,260m<sup>3</sup>/日 事業認可年月日 昭和26年5月19日</p> <p>[簡易水道事業] 東部簡易水道事業 計画給水人口 4,960人 計画最大給水量 3,160m<sup>3</sup>/日 事業認可年月日 昭和48年8月10日</p> <p>五箇簡易水道事業 計画給水人口 1,800人 計画最大給水量 520m<sup>3</sup>/日 事業認可年月日 昭和46年6月26日</p> <p>旗宿簡易水道事業 計画給水人口 370人 計画最大給水量 153m<sup>3</sup>/日 事業認可年月日 平成9年3月4日</p> <p>[工業用水道事業] 計画最大給水量 6,000m<sup>3</sup>/日 事業認可年月日 平成9年12月26日</p>	<p>【水道事業概要】</p> <p>[上水道事業] 表郷村水道事業 計画給水人口 7,920人 計画最大給水量 3,150m<sup>3</sup>/日 事業認可年月日 昭和55年10月24日</p> <p>[簡易水道事業] 該当なし</p> <p>[工業用水道事業] 該当なし</p>	<p>【水道事業概要】</p> <p>[上水道事業] 該当なし</p> <p>[簡易水道事業] 大信村簡易水道事業 計画給水人口 4,990人 計画最大給水量 3,000m<sup>3</sup>/日 事業認可年月日 昭和50年7月4日</p> <p>赤仁田簡易給水施設 計画給水人口 42人 計画最大給水量 27m<sup>3</sup>/日</p> <p>[工業用水道事業] 該当なし</p>	<p>【水道事業概要】</p> <p>[上水道事業] 東村水道事業 計画給水人口 6,500人 計画最大給水量 3,000m<sup>3</sup>/日 事業認可年月日 平成8年3月27日</p> <p>[簡易水道事業] 該当なし</p> <p>[工業用水道事業] 該当なし</p>

区 分	4 市 村 の 現 況																																																																																																							
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																																																																																																				
積立金 現在高	[上水道事業] (平成15年度末現在高) ・減債積立金 101,092,610 円 ・建設改良積立金 92,618,476 円 ・修繕引当金 50,450,734 円 ・退職引当金 35,197,343 円	[上水道事業] (平成15年度末現在高) ・減債積立金 16,857,000 円 ・建設改良積立金 20,638,260 円	[簡易水道事業] (平成15年度末現在高) ・設備改良積立金 7,087,411 円	[上水道事業] (平成15年度末現在高) ・減債積立金 11,000,000 円 ・利益積立金 5,000,000 円																																																																																																				
水道料金 (上水道・簡易水道・工業用水道)	[上水道事業] 水道料金 = (基本料金 + 水量料金) × 1.05 1 円未満切り捨て <table border="1" data-bbox="324 571 743 1120"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>口径種別</th> <th>基本料金 (1ヶ月)</th> <th>水量料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">一般用</td> <td>13 mm</td> <td>490 円</td> <td>1m<sup>3</sup> ~ 10m<sup>3</sup> 62 円</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>1,320 円</td> <td>11m<sup>3</sup> ~ 20m<sup>3</sup> 102 円</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>2,150 円</td> <td>20m<sup>3</sup> ~ 193 円</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>6,590 円</td> <td>公衆浴場 1m ~ 200m<sup>3</sup> 34 円</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>9,760 円</td> <td>200m<sup>3</sup> ~ 51 円</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>24,440 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 330 円</td> </tr> <tr> <td>消火栓消防 演習用</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>1 栓 10 分間 につき 2,280 円</td> </tr> </tbody> </table> (消費税別) ・2ヶ月ごとに徴収。 上方部 偶数月 下方部 奇数月 ・納付期限 月末	用途	口径種別	基本料金 (1ヶ月)	水量料金	一般用	13 mm	490 円	1m <sup>3</sup> ~ 10m <sup>3</sup> 62 円	20	1,320 円	11m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup> 102 円	25	2,150 円	20m <sup>3</sup> ~ 193 円	40	6,590 円	公衆浴場 1m ~ 200m <sup>3</sup> 34 円	50	9,760 円	200m <sup>3</sup> ~ 51 円	75	24,440 円		臨時用	-	-	1m <sup>3</sup> につき 330 円	消火栓消防 演習用	-	-	1 栓 10 分間 につき 2,280 円	[上水道事業] 水道料金 = (基本料金 + 超過料金 + メーター使用料) × 1.05 1 円未満切り捨て <table border="1" data-bbox="766 571 1187 893"> <thead> <tr> <th rowspan="2">用途</th> <th colspan="2">基本料金 (1ヶ月)</th> <th rowspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般用</td> <td>10m<sup>3</sup>まで</td> <td>1,800 円</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 180 円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>20m<sup>3</sup>まで</td> <td>3,600 円</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 180 円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>1m<sup>3</sup>まで</td> <td>500 円</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 500 円</td> </tr> </tbody> </table> (消費税別) メーター使用料 <table border="1" data-bbox="766 960 1187 1369"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>使用料 (1ヶ月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13 mm</td><td>60 円</td></tr> <tr><td>20</td><td>150 円</td></tr> <tr><td>25</td><td>250 円</td></tr> <tr><td>30</td><td>300 円</td></tr> <tr><td>40</td><td>500 円</td></tr> <tr><td>50</td><td>1,200 円</td></tr> <tr><td>75</td><td>2,500 円</td></tr> <tr><td>100</td><td>3,500 円</td></tr> </tbody> </table> (消費税別) ・2ヶ月ごとに徴収。 ・納付期限 26日 / 偶数月	用途	基本料金 (1ヶ月)		超過料金	水量	料金	一般用	10m <sup>3</sup> まで	1,800 円	1m <sup>3</sup> につき 180 円	営業用	20m <sup>3</sup> まで	3,600 円	1m <sup>3</sup> につき 180 円	臨時用	1m <sup>3</sup> まで	500 円	1m <sup>3</sup> につき 500 円	口 径	使用料 (1ヶ月)	13 mm	60 円	20	150 円	25	250 円	30	300 円	40	500 円	50	1,200 円	75	2,500 円	100	3,500 円	[上水道事業] 水道料金 = (基本料金 + 超過料金 + メーター使用料) × 1.05 1 円未満切り捨て <table border="1" data-bbox="1653 571 2072 960"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本料金 (1ヶ月)</th> <th>水量料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭用一般</td> <td>500 円</td> <td>1m<sup>3</sup> ~ 20m<sup>3</sup> 125 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">家庭用一般兼 営業用</td> <td rowspan="2">560 円</td> <td>21m<sup>3</sup> ~ 50m<sup>3</sup> 155 円</td> </tr> <tr> <td>51m<sup>3</sup> ~ 100m<sup>3</sup> 170 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">営業用</td> <td rowspan="2">625 円</td> <td>101m<sup>3</sup> ~ 200m<sup>3</sup> 190 円</td> </tr> <tr> <td>201m<sup>3</sup> ~ 200 円</td> </tr> <tr> <td>公共用</td> <td>500 円</td> <td>201m<sup>3</sup> ~ 200 円</td> </tr> <tr> <td>仮設メーター</td> <td>1,250 円</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 190 円</td> </tr> </tbody> </table> (消費税別) メーター使用料 <table border="1" data-bbox="1653 1050 2072 1369"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>使用料 (1ヶ月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13 mm</td><td>60 円</td></tr> <tr><td>20</td><td>150 円</td></tr> <tr><td>25</td><td>250 円</td></tr> <tr><td>30</td><td>300 円</td></tr> <tr><td>40</td><td>500 円</td></tr> <tr><td>50</td><td>1,200 円</td></tr> </tbody> </table> (消費税別) ・2ヶ月ごとに徴収。 ・納付期限 月末 / 偶数月	区分	基本料金 (1ヶ月)	水量料金	家庭用一般	500 円	1m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup> 125 円	家庭用一般兼 営業用	560 円	21m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup> 155 円	51m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup> 170 円	営業用	625 円	101m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup> 190 円	201m <sup>3</sup> ~ 200 円	公共用	500 円	201m <sup>3</sup> ~ 200 円	仮設メーター	1,250 円	1m <sup>3</sup> につき 190 円	口 径	使用料 (1ヶ月)	13 mm	60 円	20	150 円	25	250 円	30	300 円	40	500 円	50	1,200 円
用途	口径種別	基本料金 (1ヶ月)	水量料金																																																																																																					
一般用	13 mm	490 円	1m <sup>3</sup> ~ 10m <sup>3</sup> 62 円																																																																																																					
	20	1,320 円	11m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup> 102 円																																																																																																					
	25	2,150 円	20m <sup>3</sup> ~ 193 円																																																																																																					
	40	6,590 円	公衆浴場 1m ~ 200m <sup>3</sup> 34 円																																																																																																					
	50	9,760 円	200m <sup>3</sup> ~ 51 円																																																																																																					
	75	24,440 円																																																																																																						
臨時用	-	-	1m <sup>3</sup> につき 330 円																																																																																																					
消火栓消防 演習用	-	-	1 栓 10 分間 につき 2,280 円																																																																																																					
用途	基本料金 (1ヶ月)		超過料金																																																																																																					
	水量	料金																																																																																																						
一般用	10m <sup>3</sup> まで	1,800 円	1m <sup>3</sup> につき 180 円																																																																																																					
営業用	20m <sup>3</sup> まで	3,600 円	1m <sup>3</sup> につき 180 円																																																																																																					
臨時用	1m <sup>3</sup> まで	500 円	1m <sup>3</sup> につき 500 円																																																																																																					
口 径	使用料 (1ヶ月)																																																																																																							
13 mm	60 円																																																																																																							
20	150 円																																																																																																							
25	250 円																																																																																																							
30	300 円																																																																																																							
40	500 円																																																																																																							
50	1,200 円																																																																																																							
75	2,500 円																																																																																																							
100	3,500 円																																																																																																							
区分	基本料金 (1ヶ月)	水量料金																																																																																																						
家庭用一般	500 円	1m <sup>3</sup> ~ 20m <sup>3</sup> 125 円																																																																																																						
家庭用一般兼 営業用	560 円	21m <sup>3</sup> ~ 50m <sup>3</sup> 155 円																																																																																																						
		51m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup> 170 円																																																																																																						
営業用	625 円	101m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup> 190 円																																																																																																						
		201m <sup>3</sup> ~ 200 円																																																																																																						
公共用	500 円	201m <sup>3</sup> ~ 200 円																																																																																																						
仮設メーター	1,250 円	1m <sup>3</sup> につき 190 円																																																																																																						
口 径	使用料 (1ヶ月)																																																																																																							
13 mm	60 円																																																																																																							
20	150 円																																																																																																							
25	250 円																																																																																																							
30	300 円																																																																																																							
40	500 円																																																																																																							
50	1,200 円																																																																																																							

区分	4 市 村 の 現 況																																																												
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																																																									
	<p>[簡易水道事業] 水道料金 = (基本料金 + 水量料金) × 1.05 1円未満切り捨て</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径種別</th> <th>基本料金 (1ヶ月10m<sup>3</sup>)</th> <th>超過料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13 mm</td> <td>850 円</td> <td rowspan="6">1m<sup>3</sup>につき 105 円</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>1,150 円</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>1,250 円</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>2,050 円</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>2,450 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税別)</p> <p>・ 2ヶ月ごとに徴収。  上方部 偶数月  下方部 奇数月  ・ 納付期限 月末</p>	口径種別	基本料金 (1ヶ月10m <sup>3</sup> )	超過料金	13 mm	850 円	1m <sup>3</sup> につき 105 円	20	1,000 円	25	1,150 円	40	1,250 円	50	2,050 円	75	2,450 円	<p>[簡易水道事業]</p>	<p>[簡易水道事業] 水道料金 = 基本料金 + 超過料金 + メーター使用料 1円未満切り捨て</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">基本料金 (1ヶ月)</th> <th rowspan="2">超過料金</th> </tr> <tr> <th>水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">専用</td> <td>一般用</td> <td>10m<sup>3</sup></td> <td>1,300 円</td> <td rowspan="3">1m<sup>3</sup>につ き 130 円</td> </tr> <tr> <td>団体用</td> <td>10m<sup>3</sup></td> <td>1,300 円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>10m<sup>3</sup></td> <td>1,300 円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td>1m<sup>3</sup></td> <td>250 円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共用</td> <td></td> <td>10m<sup>3</sup></td> <td>1,000 円</td> <td>1m<sup>3</sup>につ き 100 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税込)</p> <p>メーター器使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口 径</th> <th>金 額 (1ヶ月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13 mm</td> <td>70 円</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>140 円</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>150 円</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>250 円</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>300 円</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>600 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税込)</p> <p>・ 2ヶ月ごとに徴収。  ・ 納付期限 月末 / 奇数月</p> <p>赤仁田簡易給水施設の料金及びその他供給条件については、大信村簡易水道条例の定めるところによる。</p>	種別	区分	基本料金 (1ヶ月)		超過料金	水量	料金	専用	一般用	10m <sup>3</sup>	1,300 円	1m <sup>3</sup> につ き 130 円	団体用	10m <sup>3</sup>	1,300 円	営業用	10m <sup>3</sup>	1,300 円	臨時用	1m <sup>3</sup>	250 円		共用		10m <sup>3</sup>	1,000 円	1m <sup>3</sup> につ き 100 円	口 径	金 額 (1ヶ月)	13 mm	70 円	20	140 円	25	150 円	30	250 円	40	300 円	50	600 円	<p>[簡易水道事業]</p>
口径種別	基本料金 (1ヶ月10m <sup>3</sup> )	超過料金																																																											
13 mm	850 円	1m <sup>3</sup> につき 105 円																																																											
20	1,000 円																																																												
25	1,150 円																																																												
40	1,250 円																																																												
50	2,050 円																																																												
75	2,450 円																																																												
種別	区分	基本料金 (1ヶ月)		超過料金																																																									
		水量	料金																																																										
専用	一般用	10m <sup>3</sup>	1,300 円	1m <sup>3</sup> につ き 130 円																																																									
	団体用	10m <sup>3</sup>	1,300 円																																																										
	営業用	10m <sup>3</sup>	1,300 円																																																										
	臨時用	1m <sup>3</sup>	250 円																																																										
共用		10m <sup>3</sup>	1,000 円	1m <sup>3</sup> につ き 100 円																																																									
口 径	金 額 (1ヶ月)																																																												
13 mm	70 円																																																												
20	140 円																																																												
25	150 円																																																												
30	250 円																																																												
40	300 円																																																												
50	600 円																																																												

区分	4 市 村 の 現 況																																																					
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																																																		
	<p>[工業用水道事業]  水道料金 = (基本料金 + 超過料金 + メーター使用料) × 1.05  1円未満切り捨て</p> <table border="1"> <tr> <th>基本料金</th> <th>超過料金</th> </tr> <tr> <td>1m<sup>3</sup>につき 60円</td> <td>1m<sup>3</sup>につき 120円</td> </tr> </table> <p>(消費税別)</p> <p>メーター使用料</p> <table border="1"> <tr> <th>口 径</th> <th>金 額(1ヶ月)</th> </tr> <tr> <td>40mm以下</td> <td>2,600円</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>4,800円</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>5,600円</td> </tr> <tr> <td>150</td> <td>8,700円</td> </tr> </table> <p>(消費税別)</p>	基本料金	超過料金	1m <sup>3</sup> につき 60円	1m <sup>3</sup> につき 120円	口 径	金 額(1ヶ月)	40mm以下	2,600円	50	4,300円	75	4,800円	100	5,600円	150	8,700円																																					
基本料金	超過料金																																																					
1m <sup>3</sup> につき 60円	1m <sup>3</sup> につき 120円																																																					
口 径	金 額(1ヶ月)																																																					
40mm以下	2,600円																																																					
50	4,300円																																																					
75	4,800円																																																					
100	5,600円																																																					
150	8,700円																																																					
加入金	<p>[上水道事業]</p> <table border="1"> <tr> <th>口 径</th> <th>金 額</th> </tr> <tr> <td>13mm</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>230,000円</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>700,000円</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>1,200,000円</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>3,200,000円</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>管理者が別に定める</td> </tr> </table> <p>(消費税別)</p>	口 径	金 額	13mm	60,000円	20	110,000円	25	230,000円	40	700,000円	50	1,200,000円	75	3,200,000円	100	管理者が別に定める	<p>[上水道事業]</p> <table border="1"> <tr> <th>口 径</th> <th>金 額</th> </tr> <tr> <td>13mm</td> <td>140,000円</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>175,000円</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>210,000円</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>280,000円</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>490,000円</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>770,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">50mmを超えるものについては管理者が別に定める</td> </tr> </table> <p>(消費税別)</p>	口 径	金 額	13mm	140,000円	20	175,000円	25	210,000円	30	280,000円	40	490,000円	50	770,000円	50mmを超えるものについては管理者が別に定める			<p>[上水道事業]</p> <table border="1"> <tr> <th>口 径</th> <th>金 額</th> </tr> <tr> <td>13mm</td> <td>80,000円</td> </tr> <tr> <td>20</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>25</td> <td>160,000円</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>400,000円</td> </tr> <tr> <td>50</td> <td>500,000円</td> </tr> <tr> <td>75</td> <td>750,000円</td> </tr> <tr> <td>100</td> <td>1,000,000円</td> </tr> </table> <p>(消費税別)</p>	口 径	金 額	13mm	80,000円	20	120,000円	25	160,000円	30	300,000円	40	400,000円	50	500,000円	75	750,000円	100	1,000,000円
口 径	金 額																																																					
13mm	60,000円																																																					
20	110,000円																																																					
25	230,000円																																																					
40	700,000円																																																					
50	1,200,000円																																																					
75	3,200,000円																																																					
100	管理者が別に定める																																																					
口 径	金 額																																																					
13mm	140,000円																																																					
20	175,000円																																																					
25	210,000円																																																					
30	280,000円																																																					
40	490,000円																																																					
50	770,000円																																																					
50mmを超えるものについては管理者が別に定める																																																						
口 径	金 額																																																					
13mm	80,000円																																																					
20	120,000円																																																					
25	160,000円																																																					
30	300,000円																																																					
40	400,000円																																																					
50	500,000円																																																					
75	750,000円																																																					
100	1,000,000円																																																					



区 分	4 市 村 の 現 況																																			
	白 河 市				表 郷 村				大 信 村				東 村																							
	新規加入実績				新規加入実績								新規加入実績																							
		H13	H14	H15		H13	H14	H15						H13	H14	H15																				
	13 mm	44	38	47	13 mm	12	15	15		13 mm	1	3	1																							
	20	301	274	271	20	22	3	2		20	13	18	11																							
	25	16	10	3	25	1	0	0		25	0	0	2																							
	40	1	2	2	計	35	18	17		50	2	0	0																							
	50	0	0	1						計	16	21	15																							
	計	362	324	324																																
	[ 簡易水道事業 ] 加入金設定なし				[ 簡易水道事業 ]				[ 簡易水道事業 ]				[ 簡易水道事業 ]																							
									<table border="1"> <thead> <tr> <th>口 径</th><th>金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>13 mm</td><td>100,000 円</td></tr> <tr><td>20</td><td>100,000 円</td></tr> <tr><td>25</td><td>110,000 円</td></tr> <tr><td>30</td><td>180,000 円</td></tr> <tr><td>40</td><td>220,000 円</td></tr> <tr><td>50</td><td>430,000 円</td></tr> <tr><td>75</td><td>村長が別に定める額</td></tr> <tr><td>100</td><td>村長が別に定める額</td></tr> <tr><td>125</td><td>村長が別に定める額</td></tr> </tbody> </table>				口 径	金 額	13 mm	100,000 円	20	100,000 円	25	110,000 円	30	180,000 円	40	220,000 円	50	430,000 円	75	村長が別に定める額	100	村長が別に定める額	125	村長が別に定める額				
口 径	金 額																																			
13 mm	100,000 円																																			
20	100,000 円																																			
25	110,000 円																																			
30	180,000 円																																			
40	220,000 円																																			
50	430,000 円																																			
75	村長が別に定める額																																			
100	村長が別に定める額																																			
125	村長が別に定める額																																			
									(消費税込)																											
									<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H13</th><th>H14</th><th>H15</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>20 mm</td><td>6</td><td>6</td><td>1</td></tr> <tr><td>計</td><td>6</td><td>6</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>					H13	H14	H15	20 mm	6	6	1	計	6	6	1												
	H13	H14	H15																																	
20 mm	6	6	1																																	
計	6	6	1																																	

区 分	4 市 村 の 現 況				
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村	
水 道 関 係 手 数 料	[ 上水道事業 ] 設計審査手数料		[ 上水道事業 ] 設計審査及び工事検査手数料		
	工 事 費	金 額	口 径	金 額	
	10,000 円未満	500 円	13 mm	4,000 円	
	10,000 円以上 50,000 円未満	1,000 円	20	6,400 円	
	50,000 円以上 100,000 円未満	1,500 円	25	9,000 円	
	100,000 円以上	3,000 円	30	13,000 円	
			40 mm以上	20,000 円	
	工事検査手数料				
	工 事 費	金 額			
	10,000 円未満	500 円			
10,000 円以上 50,000 円未満	1,000 円				
50,000 円以上 100,000 円未満	1,500 円				
100,000 円以上	3,000 円				
給水装置工事事業者指定手数料 指定件数 1 件につき	10,000 円	給水装置工事事業者指定手数料 1 件につき	10,000 円	給水装置工事事業者指定手数料 1 件	10,000 円
国県道の道路占用申請手数料 申請件数 1 件につき	2,000 円	給水装置、工事道路占用許可申請手数料 1 件につき	10,000 円	給水装置工事道路占用書類作成手数料 県道 1 件につき	25,000 円
各種証明手数料 証明件数 1 件につき	200 円	消防の消火栓演習の立会 1 基につき	1,000 円	村道 1 件につき	15,000 円
				各種証明手数料 1 件	200 円
[ 簡易水道事業 ] 設計審査手数料		[ 簡易水道事業 ]		[ 簡易水道事業 ]	
工 事 費	金 額	工 事 費		金 額	
10,000 円未満	500 円	50,000 円未満		500 円	
10,000 円以上 50,000 円未満	1,000 円	50,000 円以上 200,000 円未満		1,000 円	
50,000 円以上 100,000 円未満	1,500 円	200,000 円以上 500,000 円未満		1,500 円	
100,000 円以上	3,000 円	500,000 円以上 1,000,000 円未満		2,000 円	
		1,000,000 円以上		工事費 の 0.5 %	

区 分	4 市 村 の 現 況																									
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																						
	<p>工事検査手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 費</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000 円未満</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>10,000 円以上 50,000 円未満</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>50,000 円以上 100,000 円未満</td> <td>1,500 円</td> </tr> <tr> <td>100,000 円以上</td> <td>3,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>給水装置工事事業者指定手数料 指定件数 1 件につき 10,000 円</p> <p>国道の道路占用申請手数料 申請件数 1 件につき 2,000 円</p> <p>各種証明手数料 証明件数 1 件につき 200 円</p>	工 事 費	金 額	10,000 円未満	500 円	10,000 円以上 50,000 円未満	1,000 円	50,000 円以上 100,000 円未満	1,500 円	100,000 円以上	3,000 円	/	<p>工事検査手数料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工 事 費</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50,000 円未満</td> <td>500 円</td> </tr> <tr> <td>50,000 円以上 200,000 円未満</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>200,000 円以上 500,000 円未満</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>500,000 円以上 1,000,000 円未満</td> <td>4,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,000,000 円以上</td> <td>工 事 費 の 0.5 %</td> </tr> </tbody> </table> <p>給水装置工事事業者指定手数料 1 件につき 10,000 円</p> <p>承認手数料 ・責任技術者 1 件につき 600 円 ・主任配管工 1 件につき 600 円</p> <p>公共及び私設消火栓使用立会い手数料 1 基 1 回 200 円</p>	工 事 費	金 額	50,000 円未満	500 円	50,000 円以上 200,000 円未満	1,000 円	200,000 円以上 500,000 円未満	2,000 円	500,000 円以上 1,000,000 円未満	4,000 円	1,000,000 円以上	工 事 費 の 0.5 %	/
工 事 費	金 額																									
10,000 円未満	500 円																									
10,000 円以上 50,000 円未満	1,000 円																									
50,000 円以上 100,000 円未満	1,500 円																									
100,000 円以上	3,000 円																									
工 事 費	金 額																									
50,000 円未満	500 円																									
50,000 円以上 200,000 円未満	1,000 円																									
200,000 円以上 500,000 円未満	2,000 円																									
500,000 円以上 1,000,000 円未満	4,000 円																									
1,000,000 円以上	工 事 費 の 0.5 %																									
	<p>[工業用水道事業] 設計審査手数料 1 件につき 5,000 円</p> <p>工事検査手数料 1 件につき 8,000 円</p> <p>分岐立会手数料 1 件につき 8,000 円</p> <p>各種証明手数料 1 件につき 200 円</p>	/	<p>[工業用水道事業]</p>	/																						
		/	<p>[工業用水道事業]</p>	/																						

区 分	4 市 村 の 現 況															
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村												
下水道事業	<p>【下水道事業概要】</p> <p>[白河市公共下水道事業]</p> <p>種 別 公共下水道            処理区 白河処理区            当初認可年月日 昭和56年2月20日            最終認可年月日 平成13年11月20日            供用開始年月日 平成6年3月29日            事業期間 平成20年3月31日            排除方式 分流式            処理方式 標準活性汚泥法</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>全体計画</th> <th>認可計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処理面積</td> <td>2,213ha</td> <td>889ha</td> </tr> <tr> <td>処理人口</td> <td>43,770人</td> <td>27,030人</td> </tr> <tr> <td>処理水量</td> <td>39,500m<sup>3</sup>/日</td> <td>19,800m<sup>3</sup>/日</td> </tr> </tbody> </table>		全体計画	認可計画	処理面積	2,213ha	889ha	処理人口	43,770人	27,030人	処理水量	39,500m <sup>3</sup> /日	19,800m <sup>3</sup> /日			
	全体計画	認可計画														
処理面積	2,213ha	889ha														
処理人口	43,770人	27,030人														
処理水量	39,500m <sup>3</sup> /日	19,800m <sup>3</sup> /日														
下水道使用料	<p>[目的]</p> <p>都市環境センターの維持管理費・下水道管の清掃や修理に要する費用に当てるため、下水道法・下水道条例に基づき、下水道利用者から使用料を徴収する。</p> <p>[概要]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従量制・累進制料金を採用</li> <li>・2ヶ月ごとに徴収</li> <li>・納付期限 月末</li> <li>・水道料金と一緒に徴収(水道事業所へ事務委託)</li> </ul>															

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市		表 郷 村	大 信 村
	[下水道使用料] 下水道使用料 = (基本使用料 + 超過使用料) × 1.05 1円未満切り捨て			
	種 類	基 本 使用料	超 過 使 用 料	
			汚 水 量	料 金
一 般 汚 水	汚水量 10m <sup>3</sup> まで 1,000円	10m <sup>3</sup> 超 20m <sup>3</sup> まで	120円	
		20m <sup>3</sup> 超 30m <sup>3</sup> まで	130円	
		30m <sup>3</sup> 超 50m <sup>3</sup> まで	140円	
		50m <sup>3</sup> 超 100m <sup>3</sup> まで	160円	
		100m <sup>3</sup> 超 200m <sup>3</sup> まで	180円	
		200m <sup>3</sup> 超 500m <sup>3</sup> まで	200円	
		500m <sup>3</sup> 超	220円	
公衆浴場汚水	汚水量 10m <sup>3</sup> まで 1,000円	10m <sup>3</sup> を超える分	50円	
	(消費税別)			

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
受 益 者 負 担 金	<p>[目的] 下水道建設事業に要する費用の一部に充てるために、都市計画法、受益者負担金条例に基づき下水道整備によって利益を受ける土地の所有者等から受益者負担金をいただき、より一層の整備促進を図る。</p> <p>[概要] (1) 負担金の額 負担区の区分に応じ 1 平方メートル当たりの金額に地積を乗じた額 1 m 当り 350 円 (2) 賦課及び徴収 下水道整備済地区に対して翌年度賦課する。 5 年に分割して徴収する。 一括納付した場合は、前納報奨金を交付する。 納期前に納付した負担金の額に相当する額に、当該納期前の納期数に応じて報奨金を交付する。 負担金の徴収猶予 ・係争地に係る土地 ・現況が田、畑、山林、原野、池、沼等の土地 ・受益者がその財産につき震災、風水害その他の災害を受けたとき、又は盗難にあったとき ・その他市長が特に必要と認めるとき 負担金の減免 ・国又は地方公共団体が公共の土地に供している土地 ・国又は地方公共団体が使用し、又は使用することを予定している土地 ・国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地 ・国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地 ・生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による生活扶助を受けている者その他これに準ずる特別な事情があると認められた者 ・事業のため土地、物件又は金銭を提供した者 ・その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地</p>			

区分	4 市 村 の 現 況																									
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																						
	(3)納期 第1期 7月1日から7月31日 第2期 9月1日から9月30日 第3期 11月1日から11月30日 第4期 2月1日から2月28日																									
コミュニティプラント	<p>[名称] 白河複合団地コミュニティプラント</p> <p>[処理区域] 白河複合型拠点整備事業業務管理兼住宅用地及び福島県文化財センター白河館地内</p> <p>[概要] 処理方式 接触ばっ気方式 処理面積 19,800㎡ 処理人口 2,540人 処理能力 580m<sup>3</sup>/日</p> <p>[使用料]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種 類</th> <th rowspan="2">基 本 使用料</th> <th colspan="2">超過使用料</th> </tr> <tr> <th>汚水量</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">一 般 汚 水</td> <td rowspan="7">汚水量 10m<sup>3</sup>まで 1,000円</td> <td>10m<sup>3</sup>超 20m<sup>3</sup>まで</td> <td>120円</td> </tr> <tr> <td>20m<sup>3</sup>超 30m<sup>3</sup>まで</td> <td>130円</td> </tr> <tr> <td>30m<sup>3</sup>超 50m<sup>3</sup>まで</td> <td>140円</td> </tr> <tr> <td>50m<sup>3</sup>超 100m<sup>3</sup>まで</td> <td>160円</td> </tr> <tr> <td>100m<sup>3</sup>超 200m<sup>3</sup>まで</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>200m<sup>3</sup>超 500m<sup>3</sup>まで</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>500m<sup>3</sup>超</td> <td>220円</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	基 本 使用料	超過使用料		汚水量	料金	一 般 汚 水	汚水量 10m <sup>3</sup> まで 1,000円	10m <sup>3</sup> 超 20m <sup>3</sup> まで	120円	20m <sup>3</sup> 超 30m <sup>3</sup> まで	130円	30m <sup>3</sup> 超 50m <sup>3</sup> まで	140円	50m <sup>3</sup> 超 100m <sup>3</sup> まで	160円	100m <sup>3</sup> 超 200m <sup>3</sup> まで	180円	200m <sup>3</sup> 超 500m <sup>3</sup> まで	200円	500m <sup>3</sup> 超	220円			
種 類	基 本 使用料			超過使用料																						
		汚水量	料金																							
一 般 汚 水	汚水量 10m <sup>3</sup> まで 1,000円	10m <sup>3</sup> 超 20m <sup>3</sup> まで	120円																							
		20m <sup>3</sup> 超 30m <sup>3</sup> まで	130円																							
		30m <sup>3</sup> 超 50m <sup>3</sup> まで	140円																							
		50m <sup>3</sup> 超 100m <sup>3</sup> まで	160円																							
		100m <sup>3</sup> 超 200m <sup>3</sup> まで	180円																							
		200m <sup>3</sup> 超 500m <sup>3</sup> まで	200円																							
		500m <sup>3</sup> 超	220円																							

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	[分担金] 1m当り 350円 [その他] その他コミュニティプラントに関して必要な事項は白河市下水道条例の定めるところによる。			
農 業 集 落 排 水 事 業	<b>【農業集落排水事業概要】</b> 久田野地区 計画処理人口 1,990人 供用開始 平成6年6月 五箇東部地区 計画処理人口 1,430人 供用開始 平成8年7月 皮籠地区 計画処理人口 1,110人 供用開始 平成9年8月 小田川地区 計画処理人口 750人 供用開始 平成13年4月 本沼地区 計画処理人口 880人 供用開始 平成16年4月 五箇中央地区 計画処理人口 580人 供用開始 平成19年4月予定	<b>【農業集落排水事業概要】</b> 金山地区 計画処理人口 1,780人 供用開始 平成元年11月 上願地区 計画処理人口 1,340人 供用開始 平成6年11月 番沢地区 計画処理人口 1,460人 供用開始) 平成8年5月 小松地区 計画処理人口 1,100人 供用開始 平成11年11月 表郷なか地区 計画処理人口 2,950人 供用開始 平成24年予定	<b>【農業集落排水事業概要】</b> 中新城地区 計画処理人口 350人 供用開始 昭和58年4月 町屋地区 計画処理人口 1,500人 供用開始 昭和63年6月 下新城地区 計画処理人口 970人 供用開始 平成2年11月 下小屋地区 計画処理人口 950人 供用開始 平成5年12月 豊地区 計画処理人口 1,100人 供用開始 平成9年12月 隈戸地区 計画処理人口 510人 供用開始 平成9年12月	<b>【農業集落排水事業概要】</b> 釜子地区 計画処理人口 1,990人 供用開始 平成6年4月 あぶくま地区 計画処理人口 2,490人 供用開始 平成14年4月
農 業 集 落 排 水 施 設 使 用 料	[概要] ・農業集落排水施設使用者に対して賦課する。 ・2ヶ月ごとに徴収。 ・納付期限 月末/偶数月 ・使用料の減免 天災、その他特別の事情があると認めるとき。	[概要] ・農業集落排水処理施設使用者に対して賦課する。 ・毎月徴収 ・納付期限 毎月末日 ・使用料の減免 天災、その他特別の事情があると認めるとき。	[概要] ・農業集落排水整備地区の加入者に対して賦課する。 ・毎月徴収(一般及び団体) 特定業種(団体)については、水道使用水量により算定し、隔月末の徴収 ・納付期限 毎月末日 ・使用料の減免 天災、その他特別の事情があると認めるとき。	[概要] ・農業集落排水施設使用者に対して賦課する。 ・2ヶ月ごとに徴収。 ・納付期限 月末/奇数月 ・使用料の減免 公益上、その他特別の理由があるとき。



区 分	4 市 村 の 現 況																																								
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村																																					
	<p>[使用料]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使用料(1ヶ月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般家庭</td> <td>1,050 × 人員</td> </tr> <tr> <td>幼稚園、小学校、中学校等</td> <td>1,050 円 × 0.25 × 人員</td> </tr> <tr> <td>市役所支所、農協支所、診療所等</td> <td>1,050 円 × 0.06 × 延べ面積 (㎡)</td> </tr> <tr> <td>遊技場等</td> <td>1,050 円 × 0.11 × 延べ面積 (㎡) ÷ 3</td> </tr> <tr> <td>飲食店等</td> <td>1,050 円 × 0.72 × 延べ面積 (㎡) ÷ 5</td> </tr> <tr> <td>工場、事務所等</td> <td>1,050 円 × 0.3 × 人員</td> </tr> <tr> <td>駅及び公衆便所等</td> <td>1,050 円 × 0.4 × {(20 × 大便器数 + 120 × 小便器) ÷ 8} ÷ 4</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>市長が別に定める</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税込)</p>	区 分	使用料(1ヶ月につき)	一般家庭	1,050 × 人員	幼稚園、小学校、中学校等	1,050 円 × 0.25 × 人員	市役所支所、農協支所、診療所等	1,050 円 × 0.06 × 延べ面積 (㎡)	遊技場等	1,050 円 × 0.11 × 延べ面積 (㎡) ÷ 3	飲食店等	1,050 円 × 0.72 × 延べ面積 (㎡) ÷ 5	工場、事務所等	1,050 円 × 0.3 × 人員	駅及び公衆便所等	1,050 円 × 0.4 × {(20 × 大便器数 + 120 × 小便器) ÷ 8} ÷ 4	その他	市長が別に定める	<p>[使用料]</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1 一般家庭 1 箇月 1 世帯につき 2,500 円 世帯 1 人につき 260 円の合計額</td> </tr> <tr> <td>2 その他 会社、事務所、事業所公共施設等については、別に定める算定額 0.25 × 人員 × 人員割 + 世帯割</td> </tr> </tbody> </table> <p>1 円未満切り捨て (消費税別)</p>	1 一般家庭 1 箇月 1 世帯につき 2,500 円 世帯 1 人につき 260 円の合計額	2 その他 会社、事務所、事業所公共施設等については、別に定める算定額 0.25 × 人員 × 人員割 + 世帯割	<p>[使用料]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 般</td> <td>基準割額 1,700 円 人員割額(世帯人員 1 人につき 500 円)の合計額を毎月徴収</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団 体</td> <td>基準割額 1,700 円 人員割額(世帯人員 1 人につき 500 円)の合計額を毎月徴収</td> </tr> <tr> <td>大信村簡易水道使用水量 20 ㎡まで 3,200 円、20㎡を超える 1㎡当り 160 円の合計額を隔月徴収</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税込)</p> <p>団体・団体については、日本工業規格建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JASA3302)により確定する。</p>	区 分	使 用 料	一 般	基準割額 1,700 円 人員割額(世帯人員 1 人につき 500 円)の合計額を毎月徴収	団 体	基準割額 1,700 円 人員割額(世帯人員 1 人につき 500 円)の合計額を毎月徴収	大信村簡易水道使用水量 20 ㎡まで 3,200 円、20㎡を超える 1㎡当り 160 円の合計額を隔月徴収	<p>[使用料]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>使用料(1ヶ月につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一 般</td> <td>1 戸当り 1,800 円 1 人 450 円</td> </tr> <tr> <td>団 体 団 体</td> <td>1 戸当り 1,800 円 1 人 450 円</td> </tr> <tr> <td>集落公民館</td> <td>1,800 円</td> </tr> <tr> <td>消防屯所</td> <td>無 料</td> </tr> </tbody> </table> <p>(消費税別)</p> <p>団体・団体については、日本工業規格建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JASA3302)により確定する。</p>	区 分	使用料(1ヶ月につき)	一 般	1 戸当り 1,800 円 1 人 450 円	団 体 団 体	1 戸当り 1,800 円 1 人 450 円	集落公民館	1,800 円	消防屯所	無 料
区 分	使用料(1ヶ月につき)																																								
一般家庭	1,050 × 人員																																								
幼稚園、小学校、中学校等	1,050 円 × 0.25 × 人員																																								
市役所支所、農協支所、診療所等	1,050 円 × 0.06 × 延べ面積 (㎡)																																								
遊技場等	1,050 円 × 0.11 × 延べ面積 (㎡) ÷ 3																																								
飲食店等	1,050 円 × 0.72 × 延べ面積 (㎡) ÷ 5																																								
工場、事務所等	1,050 円 × 0.3 × 人員																																								
駅及び公衆便所等	1,050 円 × 0.4 × {(20 × 大便器数 + 120 × 小便器) ÷ 8} ÷ 4																																								
その他	市長が別に定める																																								
1 一般家庭 1 箇月 1 世帯につき 2,500 円 世帯 1 人につき 260 円の合計額																																									
2 その他 会社、事務所、事業所公共施設等については、別に定める算定額 0.25 × 人員 × 人員割 + 世帯割																																									
区 分	使 用 料																																								
一 般	基準割額 1,700 円 人員割額(世帯人員 1 人につき 500 円)の合計額を毎月徴収																																								
団 体	基準割額 1,700 円 人員割額(世帯人員 1 人につき 500 円)の合計額を毎月徴収																																								
	大信村簡易水道使用水量 20 ㎡まで 3,200 円、20㎡を超える 1㎡当り 160 円の合計額を隔月徴収																																								
区 分	使用料(1ヶ月につき)																																								
一 般	1 戸当り 1,800 円 1 人 450 円																																								
団 体 団 体	1 戸当り 1,800 円 1 人 450 円																																								
集落公民館	1,800 円																																								
消防屯所	無 料																																								
加入負担金	設定なし	設定なし	<p>[加入金]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納入者 排水設備の新設の工事及び改造の工事の申込者</li> <li>・加入金の額 100,000 円</li> </ul> <p>実績(H13～H15) 実績なし</p>	<p>[加入金]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・納入者 排水設備の新設工事申込者</li> <li>・加入金の額 100,000 円</li> </ul> <p>実績(H13～H15)</p> <p>H13 1件 H14 1件 H15 1件</p>																																					

**料金比較表**

**【水道料金】**

上水道（白河市・表郷村・東村）を1ヶ月使用した場合（一般用）

〔単位：円〕

	量水器口径 13 mm			量水器口径 20 mm		
	10m <sup>3</sup> 使用	20m <sup>3</sup> 使用	30m <sup>3</sup> 使用	10m <sup>3</sup> 使用	20m <sup>3</sup> 使用	30m <sup>3</sup> 使用
白河市	1,165	2,236	4,263	2,037	3,108	5,134
表郷村	1,953	3,843	5,733	2,047	3,937	5,827
東 村	1,900	3,213	4,840	1,995	3,307	4,935
最高と最低の差	788	1,607	1,470	52	829	892

簡易水道（白河市・大信村）を1ヶ月使用した場合（一般用）

〔単位：円〕

	量水器口径 13 mm			量水器口径 20 mm		
	10m <sup>3</sup> 使用	20m <sup>3</sup> 使用	30m <sup>3</sup> 使用	10m <sup>3</sup> 使用	20m <sup>3</sup> 使用	30m <sup>3</sup> 使用
白河市	892	1,995	3,097	1,050	2,152	3,255
大信村	1,370	2,670	3,970	1,440	2,740	4,040
差	478	675	873	390	588	785

**【農業集落排水処理施設使用料】**

農業集落排水処理施設を1ヶ月使用した場合（一般用）

〔単位：円〕

	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	8 人
白河市	3,150	4,200	5,250	6,300	7,350	8,400
表郷村	3,444	3,717	3,990	4,263	4,536	4,809
大信村	3,200	3,700	4,200	4,700	5,200	5,700
東 村	3,307	3,780	4,252	4,725	5,197	5,670
最高と最低の差	294	500	1,260	2,037	2,814	3,591

## 先進事例

### 【さぬき市】(香川県)

#### (上水道)

- 1 水道事業会計は合併時に統一を図る。
- 2 料金については、合併時までに料金表を作成し、新市に移行後は、統一する。
- 3 給水区域については、現行のとおりとする。
- 4 負担金については、負担の公平性の原則から、適正な負担額のあり方等について検討し、新市に移行後は統一する。
- 5 手数料については、竣工検査新設工事 20 mm以下 1,500 円、25 mm以上 3,000 円、給水装置工事業者指定 10,000 円、給水装置工事業者指定変更 1,000 円、開始手数料 20 mm以下 1,500 円、25 mm以上 3,000 円とする。
- 6 上水道施設整備協力金については、メーター口径 13 mm 80,000 円、20 mm 240,000 円、25 mm 320,000 円、30 mm 533,000 円、40 mm 800,000 円、50 mm 1,333,000 円とする。賃貸借住宅開発協力金については、普通世帯を対象としたもの 56,000 円、単身入居を対象としたもの 48,000 円とする。
- 7 水道運営委員会については、新市において設置する。
- 8 簡易水道事業会計については、合併時に統一を図る。
- 9 簡易水道の水道料金及び手数料については、上水道に準じた料金とする。
- 10 簡易水道の給水区域及び負担金については、現行のとおりとする。

#### (下水道)

- 1 公共下水道等の負担金等については、負担の公平性の原則から、適正な負担額のあり方等について検討し、新市に移行後は統一する。
- 2 公共下水道等の使用料については、合併時までに料金表を作成し、新市に移行後は統一する。ただし、累進制については適正化を図るよう検討する。
- 3 下水道排水設備工事については、新市において下水道排水設備指定工事店規則を定める。
- 4 合併処理浄化槽設置事業費の負担区分については、合併時に廃止する。ただし、管理事業の受託基準については、当面、現行のとおりとし、負担の公平性の原則から、適正な受託料のあり方等について、新市において引き続き検討する。
- 5 合併処理浄化槽設置整備事業補助金については、新たな合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱を定める。
- 6 水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給については、新たな水洗便所改造資金融資斡旋及び利子補給に関する規則を定める。
- 7 下水道事業基金については、新市において設置する。
- 8 下水道事業協力金については、新市において下水道の計画区域外からの下水道利用に係る取扱い要綱を定める。
- 9 私道における下水道の取扱いについては、新市において私道における下水道敷設要綱を定める。

## 【西予市】(愛媛県)

### (簡易水道)

- 1 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 水道料金については、統一が困難であるため、当面現行のとおりとする。
- 3 量水器使用料については、水道料金に含める方向で合併時に調整する。
- 4 加入金については、当面現行のとおりとする。
- 5 検針及び料金徴収の方法については、管理運営方法が各簡易水道組合で異なるため、当面現行のとおりとする。

### (上水道)

- 1 管理運営等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 水道料金については、独立採算制が原則であり、当面の間は現行のとおりとする。
- 3 加入金については、各町の水道整備状況により異なるので、現行のとおりとする。
- 4 検針及び料金徴収の方法については、現行のとおりとする。
- 5 設計審査等の手数料については、宇和町・野村町の例により統一する。
- 6 その他の手数料については、合併時に調整し、新たに定める。

### (下水道)

- 1 公共下水道事業については、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 工事分担金、接続奨励金及び使用料については、当面は住民周知の額とし、合併後ゆるやかに調整する。
  - (2) 利子補給制度については、当面は住民周知の内容とし、新規事業については、合併後調整する。
- 2 農業集落排水事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

## 【田村地方5町村合併協議会】

- 1 水道事業及び簡易水道事業は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 2 水道事業会計及び簡易水道事業特別会計は、それぞれ合併時に統合する。
- 3 拡張事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、3年を目途に新たな事業計画を策定する。
- 4 使用料及び加入金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、3年を目途に調整する。
- 5 各種手数料については、合併時に統一する。ただし、給水装置工事事業者指定手数料については、新たに更新手数料の規定を設ける。
- 6 使用水量の検針は隔月とし、水道料金の徴収は毎月とする。
- 7 下水道整備事業は合併時に統合し、事業認可については、合併後速やかに申請する。
- 8 下水道使用料及び受益者負担金は、現行のとおり新市に引き継ぎ、供用地区の拡大に伴い、あらためて調整する。
- 9 農業集落排水処理施設整備事業は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 10 農業集落排水処理施設使用料及び加入金は、現行のとおりとする。

## 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協 定 項 目	24 - (6) - ア	各種事務事業の取扱い(教育に関する事務事業/学校教育関係)
調 整 方 針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 奨学資金、入学一時金の貸与については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に統一する。なお、合併前の貸与については現行のとおり新市に引き継ぐものとする。奨学生選考委員会については新市において再編する。</li> <li>2 幼稚園の授業料については、合併後3年を目途に白河市、表郷村、大信村の例により統一する。3年保育及び預かり保育については、新市において全幼稚園で実施することを基本とし、実施年度については新市において検討する。預かり保育の保育料については、合併年度の翌年度から東村の例により統一する。</li> <li>3 小・中学校の児童・生徒への遠距離通学に関する支援については、現状維持を原則とし、幼稚園の通園バス利用者負担については、合併後3年を目途に統一する。</li> <li>4 スクールバスについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、将来新市においてはスクールバスの所有を廃止するものとし、民間委託を推進する。</li> <li>5 小・中学校の通学区域については現行のとおりとし、新市において通学区域検討審議会を設置する。</li> <li>6 小学校の英語教育活動については、新市において充実した英語教育活動が行えるよう外国語指導助手を配置する。</li> <li>7 スクールカウンセラーについては、合併年度の翌年度から新市の全小・中学校を補う体制を推進するものとし、心の相談員については、その状況に応じて対応する。</li> <li>8 学校給食については、現行のとおり新市に引き継ぎ、その状況に応じセンター方式への切り替えを検討する。なお、調理業務については計画的に民間委託を推進する。給食費については、現行のとおりとし、合併後5年を目途に統一する。</li> <li>9 表郷村、大信村、東村のヘルメット支給及び補助事業については、児童・生徒の事故時の安全確保のため、新市において表郷村の例により小学校3年生と中学校1年生を対象に実施する。</li> <li>10 表郷村の新入学児童生徒ランドセル・カバン贈呈事業については、合併後5年を目途に廃止する。</li> </ol>	

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
奨学資金貸与、入学一時金貸付関係	<p><b>【白河市奨学資金貸与】</b></p> <p>(資格) 白河市内に引き続き1年以上住所を有していること。 品行が正しく、学業成績が優秀で、身体が強健であること。 経済的理由により修学が困難と認められること。 連帯保証人 2名</p> <p>(奨学資金額：月額) ・高等学校及び高等専門学校在学者 10,000円 ・大学及び専修学校在学者 25,000円</p> <p>(奨学資金の交付) ・3箇月分を合わせて本人に交付</p> <p>(貸与期間) ・奨学生の在学する学校の正規の修学期間</p>	<p><b>【表郷村奨学資金貸与】</b></p> <p>(資格) 表郷村に引き続き1年以上住所を有していること。 品行が正しく、学業成績が優秀で、身体が強健であること。 経済的理由により修学が困難と認められること。 連帯保証人 1名</p> <p>(奨学資金額：月額) ・高等学校及び高等専門学校在学者 10,000円 ・大学及び専修学校在学者 25,000円</p> <p>(奨学資金の交付) ・3箇月分を合わせて本人に交付</p> <p>(貸与期間) ・奨学生の在学する学校の正規の修学期間</p>		<p><b>【東村育英基金奨学資金貸与】</b></p> <p>(資格) 奨学生及びその父母等が東村に引き続き1年以上居住していること 品行が正しく、学術に優れ、身体が強健であること。 経済的理由により修学が困難と認められること。 連帯保証人 2名</p> <p>(奨学資金額：月額) ・高等学校 20,000円以内 ・高等専門学校 26,000円以内 ・短期大学及び大学 40,000円以内</p> <p>(奨学資金の交付) ・数月分を合わせて交付</p> <p>(貸与期間) ・奨学生の在学する学校等の正規の修学期間</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
	<p>(償還)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業の月の6箇月後から15年以内に奨学資金の全額を月賦で償還</li> <li>無利子</li> </ul> <p>(平成15年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校及び高等専門学校生 15名 1,800千円</li> <li>大学、専修学校生 74名 22,200千円</li> </ul>	<p>(償還)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業の月の6箇月後から8年以内に奨学資金の全額を月賦で償還</li> <li>無利子</li> </ul> <p>(平成15年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校、高等専門学校生 1名 120千円</li> <li>大学、専修学校生 12名 3,600千円</li> </ul>	/	<p>(償還)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>卒業の月の6箇月後から7年以内に年賦、半年賦及び月賦で償還</li> <li>無利息</li> </ul> <p>(平成15年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校、高等専門学校生 貸付なし</li> <li>短期大学及び大学 5名 2,160千円</li> </ul>
	<p>【白河市大学入学一時金貸付】</p> <p>(資格)</p> <p>入学を許可された学生の保護者。経済的理由により借受けを必要とする者。 白河市に引き続いて3年以上居住する者。 白河市に居住し、保証の能力を有する保証人が2人あること。 前年の所得が450万円以内であること。</p> <p>(貸付額及び利息)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1人 400,000円以内 無利子</li> </ul> <p>(償還)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>修業年限が終了した年から5年以内に全額を年賦又は月賦で償還</li> </ul> <p>(平成15年度実績)</p> <p>4名 1,600千円</p>	/	/	/
	<p>【白河市奨学生選考委員会】</p> <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>奨学生選考に関しての、調査及び審議</li> </ul> <p>(委員) 7名以内で組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員</li> <li>中学校代表</li> <li>高等学校代表</li> <li>学識経験者</li> </ul> <p>(任期) 2年</p>	<p>【表郷村奨学生選考委員会】</p> <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>奨学生選考に関しての、調査及び審議</li> </ul> <p>(委員) 10名以内で組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員</li> <li>助役又は収入役</li> <li>村議会議員</li> <li>中学校代表</li> <li>教育次長</li> </ul> <p>(任期) 2年</p>	/	<p>【選考委員会】</p> <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>奨学生選考に関しての、調査及び審議</li> </ul> <p>(委員) 20名以内で組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>村関係者</li> <li>教育委員会関係者</li> <li>議会関係者</li> <li>学校関係者</li> <li>学識経験者</li> </ul> <p>(任期) 1年</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
幼稚園関係	<p>【公立幼稚園】 (幼稚園数) 5 ・五箇幼稚園 ・小田川幼稚園 ・大沼幼稚園 ・白坂幼稚園 ・関辺幼稚園</p> <p>(保育体制) ・小田川、大沼、白坂、関辺幼稚園 3年保育 ・五箇幼稚園 2年保育</p> <p>(保育時間) ・幼稚園教育要領による。</p> <p>(休園日) ・4月 1日～4月 6日 ・7月 20日～8月 25日 ・12月 23日～1月 15日 ・3月 19日～3月 31日</p> <p>(幼稚園保育料) ・月額 5,000円</p>	<p>【公立幼稚園】 (幼稚園数) 1 ・表郷幼稚園</p> <p>(保育体制) ・2年保育</p> <p>(保育時間) ・幼稚園教育要領による。</p> <p>(休園日) ・4月 1日～4月 7日 ・7月 21日～8月 24日 ・12月 24日～1月 14日 ・3月 21日～3月 31日</p> <p>(幼稚園授業料) ・月額 5,000円</p>	<p>【公立幼稚園】 (幼稚園数) 1 ・大信幼稚園</p> <p>(保育体制就園期間) ・3年保育</p> <p>(保育時間) ・幼稚園教育要領による。</p> <p>(休園日) ・4月 1日～4月 10日 ・7月 21日～8月 25日 ・12月 21日～1月 15日 ・3月 19日～3月 31日</p> <p>(幼稚園授業料) ・月額 5,000円</p>	<p>【公立幼稚園】 (幼稚園数) 1 ・東幼稚園</p> <p>(保育体制) ・3年保育</p> <p>(保育時間) ・幼稚園教育要領による。</p> <p>(休園日) ・4月 1日～4月 7日 ・7月 21日～8月 25日 ・12月 21日～1月 15日 ・3月 19日～3月 31日</p> <p>(幼稚園授業料) ・月額 3,500円</p>
		<p>【預かり保育】 H16年度より実施 (保育料) ・長期(月額) 5,000円 ・短期(1日) 200円</p> <p>(保育時間) ・7:30～18:00 ・日曜、祝日は除く</p>	<p>【預かり保育】 H16年度より実施 (保育料) ・長期(月額) 3,000円 8月のみ 5,000円 ・短期(1日) 200円 8月のみ 300円</p> <p>(保育時間) ・7:30～18:00 ・日曜、祝日は除く</p>	<p>【預かり保育】 H12年度より実施 (保育料) ・長期(月額) 3,000円 ・短期(1日) 300円</p> <p>(保育時間) ・7:30～18:00 ・日曜、祝日は除く</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
遠距離通学関係	<p>【遠距離通学費補助金】 (目的) ・白河中央中学校に通学する遠距離の生徒に対する通学補助</p> <p>(対象) ・関辺、旗宿地区に住所がある生徒</p> <p>(補助額) ・バス定期券の額(全額補助)</p> <p>(平成15年度実績) 100名 12,106,930円</p>	<p>【遠距離通学費補助金】 (目的) ・JRバス通学児童の交通費に対する補助</p> <p>(対象) ・表郷小学校にJRバスで通学する児童</p> <p>(補助額) ・バス定期券の額(全額補助)</p> <p>(平成15年度実績) 137名 4,712,020円</p>	<p>【遠距離通学費補助金】 (目的) ・小、中学校に通学する遠距離の児童、生徒に対する通学援助</p> <p>(対象) ・通学距離が村内各小学校へ片道4km以上、大信中学校へ片道6km以上の児童、生徒</p> <p>(補助額) ・小学校 1名当たり 年間 3,000円 ・中学校 1名当たり 年間 3,000円</p> <p>(平成15年度実績) 小学校 1名 3,000円 中学校 25名 75,000円</p>	/
スクールバスの管理運営	<p>(運行の概要) ・小学校 旗宿地区児童の関辺小学校通学に対し、民間業者に委託し運行。 (全面委託：台数2台)</p> <p>(利用者負担) ・なし(全額市負担)</p> <p>(予算関係) ・小学校 通学バス運行委託 9,009千円</p>	<p>(運行の概要) ・幼稚園 大字金山地区、JRバス路線以外の通学路を運行。 (運転業務委託：1台) ・小学校 大字金山地区、JRバス路線以外の通学路を運行 (運転業務委託：3台)</p> <p>(利用者負担) ・幼稚園児 園より 2km以内 月額 2,800円 4km以内 月額 3,850円 6km以内 月額 4,920円 ・小学校児童は無料</p> <p>(予算関係) ・幼稚園 送迎バス運転委託 4,048千円 需用費(燃料費) 269千円 役務費(損害保険料) 17千円 公課費(自動車重量税) 38千円 ・小学校 スクールバス運転委託 8,433千円 需用費(燃料費) 576千円 役務費(保険料) 92千円 公課費(重量税) 189千円</p>	<p>(運行の概要) ・幼稚園、小学校 幼稚園全園児の送迎及び旧隈戸小学校区域の児童・生徒の送迎 として運行。その他、校外活動等(全4校対象)教育上必要と認められた場合に運行。 (運転業務委託：2台)</p> <p>(利用者負担) ・なし(全額村負担)</p> <p>(予算関係) ・幼稚園、小学校 バス運転管理委託 10,233千円 需用費(燃料費) 1,100千円 役務費(損害保険料) 33千円 公課費(自動車重量税) 126千円</p>	<p>(運行の概要) ・幼稚園 近隣及び保護者の送迎を除き園児送迎として運行。 (運転業務委託：2台)</p> <p>(利用者負担) ・月額 1,500円</p> <p>(予算関係) ・幼稚園 運転業務委託料 3,990千円 需用費(燃料費) 318千円 役務費(損害保険料) 78千円 公課費(自動車重量税) 63千円</p>



区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
小・中学校通学区域 設定関係	<p>(通学区域設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小、中学校の通学区域の決定は、白河市立小学校・中学校通学区域検討審議会の答申を受け、白河市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則により設定する。</li> </ul>	<p>(通学区域設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>村内の小、中学校は各1校で通学区域は村内に住所を有する者</li> </ul>	<p>(通学区域設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大信村公立小学校及び中学校の通学区域に関する規則により設定する。</li> </ul>	<p>(通学区域設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校及び中学校の通学区域の決定は、規則により設定する。</li> </ul>
	<p>【白河市立小学校・中学校通学区域検討審議会】</p> <p>(目的)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>白河市立小学校及び中学校の通学区域の適正化を図るため。</li> </ul> <p>(委員)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学識経験者 6名以内</li> <li>公共的団体の構成員 8名以内</li> </ul> <p>(任期)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2年</li> </ul> <p>(委員報酬)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>白河市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例による金額</li> </ul>	/	/	/
小学校の英語教育活動	<p>(目的)</p> <p>国際化の進展や社会のニーズに応じて、小学校の子どもに対して直接外国人とふれあう機会を設けることにより、正しい国際理解の素地を養うとともに、外国語に触れ、慣れ、親しませる機会とする。さらに6年生では、中学1年生での英語学習に対する意欲づけを目指す。</p> <p>(英語指導の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校専門に1名配置</li> <li>市内全校の6年生全学級に週1時間派遣</li> <li>学級担任と英語指導助手とのティ-ムティ-ニングで実施</li> <li>中学校の英語教諭の協力を得て、35コマ分の年間計画を作成</li> <li>小学校英語学習指導法研修会 3時間1講座、3講座で315千円支出 夏季休業中に2日間、外部講師を招き、第6学年担任を対象に研修会を開催</li> </ul>	<p>(目的)</p> <p>国際理解のための一環として、「聞く・話す」力に重点を置き、「読む・書く」力にもつながる総合的な英語活動を目指す。</p> <p>(英語指導の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小、中学校対象に1名配置</li> <li>週3回の定期訪問(月、水、金)</li> <li>授業時数 1~2年生が年間15~30時間 3~6年生が年間22~35時間</li> <li>全回数をホームルームティーチャーと英語指導助手とのティ-ムティ-ニングで実施し、国際理解教育の補助を実施</li> </ul>	<p>(目的)</p> <p>国際理解のための一環として、「聞く・話す」力に重点を置き、「読む・書く」力にもつながる総合的な英語活動を目指す。</p> <p>(英語指導の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小学校専門に1名配置</li> <li>各校週1回の定期訪問(火~木) 週2回(月・金) 授業時数に応じた訪問を併せて行う</li> <li>授業時数 1~2年生が年間15~30時間 3~6年生が年間22~35時間</li> <li>全回数をホームルームティーチャーと英語指導助手とのティ-ムティ-ニングで実施し、国際理解教育の補助を実施</li> <li>カリキュラムの作成と改善</li> <li>教職員への英会話研修の講師</li> </ul>	<p>(目的)</p> <p>国際理解のための一環として、「聞く・話す」力に重点を置き、「読む・書く」力にもつながる総合的な英語活動を目指す。</p> <p>(英語指導の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小、中学校対象に1名配置</li> <li>週1回の定期訪問(月~金曜日)</li> <li>授業時数 年間24時間</li> <li>全回数をホームルームティーチャーと英語指導助手とのティ-ムティ-ニングで実施し、国際理解教育の補助実施</li> </ul>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
スクールカウンセラー、心の相談員設置事業	<p>【スクールカウンセラー】</p> <p>(設置の趣旨) 不登校やいじめ等の生徒指導上の問題への対応にあたっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっているため、学校における教育相談体制の充実を図ることを目的とし、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者をスクールカウンセラーとして配置。</p> <p>(配置校) 市単独のカウンセラー 1名 ・白河第三小学校 ・東北中学校 ハートウォームプランカウンセラー 1名 ・白河第一小学校 県スクールカウンセラー活用事業 2名 ・白河中央中学校 ・白河第二中学校</p> <p>(活動内容) 勤務形態 年35週、週1回あたり8時間 職務 児童生徒へのカウンセリング、カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供 その他児童生徒のカウンセリング等に関し各学校において適当と認められるもの</p>	<p>【心の相談員】</p> <p>(設置の趣旨) 生徒たちの悩み、不安、ストレスを和らげることができるよう、第三者的な相談員としての「心の教室相談員」を配置し、生徒一人一人がゆとりをもって充実した学校生活を送れるような環境づくりに努めるとともに、その活用と効果に関する調査研究を行う。</p> <p>(配置校) 村単独相談員 1名 ・表郷中学校</p> <p>(活動内容) 勤務形態 年35週、週3回、1回あたり4時間 職務 児童生徒へのカウンセリング、地域と学校の連携の支援 その他学校の教育活動の支援</p>	<p>【心の相談員】</p> <p>(設置の趣旨) 生徒たちの悩み、不安、ストレスを和らげることができるよう、第三者的な相談員としての「心の教室相談員」を配置し、生徒一人一人がゆとりをもって充実した学校生活を送れるような環境づくりに努めるとともに、その活用と効果に関する調査研究を行う。</p> <p>(配置校) 村単独相談員 1名 ・大信中学校</p> <p>(活動内容) 勤務形態 年105日、1日あたり4時間 職務 生徒へのカウンセリング、カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助 児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供 その他生徒のカウンセリング等に関し各学校において適当と認められるもの</p>	<p>【村独自事業】</p> <p>(設置の趣旨) 登校傾向生徒の心のケア及び普通教室への復帰促進 ・悩みを持つ生徒の自力解決支援 ・心の居場所となる相談室の工夫改善 上記の相談業務を行う。</p> <p>(配置校) 村単独相談員 1名 ・東中学校</p> <p>(活動内容) 勤務形態 月17日、1日6時間 週30時間以内 職務 生徒へのカウンセリング、生徒の進路相談、カウンセリングに関し、教職員、保護者への助言、援助 その他カウンセリングに関し、必要と認められるもの</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
学校給食関係	<p>実施方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完全給食</li> <li>・週5回(米飯週3回、パン・麺週2回)</li> </ul> <p>実施場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・センター 白河市学校給食センター</li> <li>・単独校 白河第一小学校 白河第二小学校 白河第五小学校 関辺小学校 白河南部中学校</li> </ul> <p>給食費単価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校1食 261円 年間実施回数 185回～188回</li> <li>・中学校1食295円 年間実施回数 185回～188回 月額/人×10ヶ月</li> </ul>	<p>実施方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完全給食</li> <li>・週5回(米飯週3回、パン・麺週2回)</li> </ul> <p>実施場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷小学校</li> <li>・表郷中学校</li> </ul> <p>給食費単価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校1食 230円 年間実施回数 185回～188回</li> <li>・中学校1食 265円 年間実施回数 185回～188回 月額/人×10ヶ月</li> </ul>	<p>実施方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完全給食</li> <li>・週5回(米飯週4回、パン週1回)</li> </ul> <p>実施場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大信村学校給食共同調理場</li> </ul> <p>給食費単価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園1食 257円 年間実施回数 156回</li> <li>・小学校1食 259円 年間実施回数 184回</li> <li>・中学校1食 300円 年間実施回数 184回</li> </ul>	<p>実施方式</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完全給食</li> <li>・週5回(米飯週3回、パン週2回)</li> </ul> <p>実施場所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・釜子小学校</li> <li>・小野田小学校</li> <li>・東中学校</li> </ul> <p>給食費単価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校1食 257円 年間実施回数 185回～188回</li> <li>・中学校1食 300円 年間実施回数 185回～188回</li> </ul>
その他の事業等		<p>【ヘルメット支給事業】</p> <p>(事業の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学3年及び中学1年の児童生徒に村がヘルメットを支給</li> </ul> <p>(村負担)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全額 (購入単価 1,800円)</li> </ul> <p>(事業費)</p> <p>平成16年度 296千円</p>	<p>【ヘルメット購入助成事業】</p> <p>(事業の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学1年生のヘルメット購入に対する補助。</li> </ul> <p>(村負担)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1人当たり 1,000円を助成 (購入単価 1,940円)</li> </ul> <p>(事業費)</p> <p>平成16年度 65千円</p>	<p>【ヘルメット支給事業】</p> <p>(事業の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学4年及び中学1年の児童生徒に村がヘルメットを支給</li> </ul> <p>(村負担)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全額 (購入単価 2,150円)</li> </ul> <p>(事業費)</p> <p>平成16年度 380千円</p>
		<p>【ランドセル・カバン贈呈事業】</p> <p>(事業の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小、中学校の新入学児童生徒に対するランドセル、カバンの贈呈</li> </ul> <p>(村負担額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校新入学児童1人当たり 11,000円</li> <li>・中学校新入学児童1人当たり 7,800円</li> </ul>		

## 先進事例

### さぬき市（香川県）

#### （学校教育関係）

##### 1 幼稚園

- （1）授業料及び入園料は現行のとおりとする。
- （2）保育時間は、新市において統一して実施する。
- （3）給食は現行のとおりとする。
- （4）入園資格、定員及び学級数は当面現行のとおりとする。但し、新市において検討を行う。
- （5）授業料等減免並びに私立幼稚園就園奨励費補助金については、国の基準により設定する。

##### 2 各種委員会等

心身障害児就学指導委員会、遠距離通学者等対策委員会は新市において新たに設置する。

##### 3 その他事業

奨学金制度については、水準の高い町の例により実施する。奨学金の額は、次のとおりとする。

【高等学校生徒、高等専門学校生徒】15,000円/月、貸付期間5年以内

【大学生徒、専修学校生徒】37,000円/月、貸付期間4年以内

#### （学校給食関係）

##### 1 施設等

当面、現行のとおりとする。但し、新市において施設、給食費等の検討を行う。

##### 2 運営委員会

新市において新たに設置する。

### 東かがわ市（香川県）

- 1 奨学金については、新市に移行後、白鳥町の例により育英資金貸付基金を設置する。貸付条件等については、現行の制度をもとに、合併時に統一する。
- 2 給食費については、単価を統一する。給食センターについては、各町とも老朽化が著しいため施設の近代化、衛生面の向上及び合理化を図ることを目的として統合する。
- 3 スクールバスの運行については、現状の区域内で新市に引き継ぐ。
- 4 就学時健康診断、通学児童生徒の健康管理については、現行のとおりとし、小児成人病検査については、白鳥町の例により実施する。
- 5 平日の保育は、午後2時30分までとする。幼稚園の3歳児保育については、白鳥町の例により調整し、合併時に統一する。
- 6 預かり保育については、保育に係る幼稚園児について、当分の間幼稚園において長期休業中も含め、午後6時まで実施し、預かり保育を実施しない日については、新市に移行後、随時調整する。預かり保育に係る保育料は、月額5,000円程度とし、新市において調整する。

### 田村地方5町村合併協議会

- 1 学校教育事務事業は教育環境の充実、教職員の資質の向上に努めることを基本とし調整する。
- 2 要田幼稚園、要田小学校及び要田中学校の就学に係る三春町との教育事務の受委託は現行のとおりとする。
- 3 幼稚園の入園料及び保育料は5,500円とする。
- 4 幼稚園預かり保育事業及び放課後健全育成事業は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 5 学校給食事業は現行のとおり引き継ぐものとし、合併後、再編を検討する。
- 6 奨学資金支給事業は新市において事業内容を統一し実施するものとし、現在、町村において貸与している奨学資金は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 7 中学生生徒海外派遣事業は事業内容を新市において調整し、合併後2年を目途に実施する。
- 8 遠距離通学費補助事業は継続して実施するものとし、新市において事業内容を調整する。なお、園児に対する遠距離通学費補助は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 9 学校教育関連補助事業は継続して実施するものとし、新市において事業内容を調整する。

## 白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (6) - イ	各種事務事業の取扱い(教育に関する事務事業/社会教育関係)
調整方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 成人式については、当分の間は現行のとおり実施する。</li> <li>2 文化祭事業については、当分の間は現行のとおり実施する。</li> <li>3 少年劇場事業については、現行の助成制度を活用し、全小・中学生に提供できるよう調整する。</li> <li>4 男女共同参画事業については、白河市の例により統合する。</li> <li>5 公民館各種講座については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において、現公民館での各種講座の充実に努めるとともに、住民の利便性に配慮し、必要に応じ再編する。</li> <li>6 文化財保護審議会については、合併時に再編する。</li> <li>7 指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</li> <li>8 市・村史編纂事業並びに市・村史編纂委員会については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</li> <li>9 白河市図書館協議会、中山義秀記念文学館運営委員会及び東村図書選定委員会については、合併時までに図書館機能の連携を図るよう調整する。</li> <li>10 社会教育関係施設の使用料については、現行のとおりとする。</li> <li>11 中山義秀顕彰会事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</li> </ol>	

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
成人式事業	<p>[対象者] ・基準年月日に満20歳を迎える市民、市出身者</p> <p>[実施日] ・成人の日の前日(1月の第2日曜日)</p> <p>[会場] ・白河市市民会館</p> <p>[実施方法] ・新成人の代表者選出を市内各中学校に依頼 ・新成人該当者名簿作成 (住基台帳にない市出身者等で申込のあった者は名簿に加える。) ・広報紙に掲載(11月)</p> <p>[記念品等] ・成人証書、記念品</p>	<p>[対象者] ・基準年月日に満20歳を迎える村民、表郷中出身者</p> <p>[実施日] ・成人の日の前日(1月の第2日曜日)</p> <p>[会場] ・表郷村公民館</p> <p>[実施方法] ・新成人の有志による実行委員会設立 ・新成人該当者名簿作成 (住民基本台帳にない表郷中出身者を抽出し名簿に加える。) ・広報紙掲載(11月) ・成人式記念冊子作成 (申請者がメッセージ記入)</p> <p>[記念品等] ・成人証書、記念品 ・記念冊子、写真</p>	<p>[対象者] ・基準年月日に満20歳を迎える村民、大信中出身者</p> <p>[実施日] ・成人の日の前日(1月の第2日曜日)</p> <p>[会場] ・大信村農村環境改善センター</p> <p>[実施方法] ・新成人の有志による実行委員会設立 ・新成人該当者名簿作成 (住民基本台帳にない大信中出身者を抽出し名簿に加える。) ・広報紙掲載(11月) ・成人式記念冊子作成 (申請者がメッセージ記入)</p> <p>[記念品等] ・成人証書、記念品 ・記念冊子、写真</p>	<p>[対象者] ・基準年月日に満20歳を迎える村民、東中出身者</p> <p>[実施日] ・成人の日の前日(1月の第2日曜日)</p> <p>[会場] ・東村文化センター</p> <p>[実施方法] ・新成人の有志による実行委員会設立 ・新成人該当者名簿を作成 (住民基本台帳にない東中出身者を抽出し名簿に加える。) ・成人式記念冊子作成 (申請者がメッセージ記入)</p> <p>[記念品等] ・成人証書、記念品 ・記念冊子、写真 ・祝金 30,000 円(実行委員会へ)</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
白河市民総合文化祭美術展覧会 ・村文化祭事業	<p>【白河市民総合文化祭】</p> <p>[ 期間 ] ・9～10月</p> <p>[ 会場 ] ・文化センター、中央公民館、南湖公園翠楽苑、マイタウン白河</p> <p>[ 内容 ] ・市文化団体連絡協議会、白河市、白河市教育委員会が実施する主催行事の美術展覧会と市文連加盟団体が実施する参加行事</p> <p>[ 主催 ] ・白河市民総合文化祭運営委員会（運営委員会 年1回）</p>	<p>【表郷村民文化祭】</p> <p>[ 期間 ] ・5月及び11月2～3日の年2回</p> <p>[ 会場 ] ・体育館、多目的研修センター、公民館、役場村民ホール</p> <p>[ 内容 ] ・展示の部、出演の部、表彰式</p> <p>[ 主催 ] ・表郷村文化団体連絡協議会（理事会 年3回）</p>	<p>【大信村文化祭】</p> <p>[ 期間 ] ・10月31日～11月3日</p> <p>[ 会場 ] ・公民館、農村環境改善センター、保健センター</p> <p>[ 内容 ] ・展示の部、出演の部、表彰式</p> <p>[ 主催 ] ・大信村文化祭実行委員会（運営委員会 年3回）</p>	<p>【東村文化祭】</p> <p>[ 期間 ] ・10月31日～11月3日</p> <p>[ 会場 ] ・体育館、文化センター</p> <p>[ 内容 ] ・展示の部、出演の部、イベント</p> <p>[ 主催 ] ・東村文化団体連絡協議会（理事会 年5回）</p>
少年劇場事業	<p>【少年劇場】</p> <p>[ 内容 ] ・県文化センターの事業「少年劇場」を白河市で開催（平成15年度「ふたりのイーダ」）</p> <p>[ 会場 ] ・白河市市民会館</p> <p>[ 対象 ] ・小学生4年生～6年生（平成15年度1,602名）</p> <p>[ 負担金 ] ・参加児童1名当り450円（免除規定あり）</p>	<p>【家庭劇場】</p> <p>[ 内容 ] ・古典芸能（狂言）</p> <p>[ 会場 ] ・表郷中学校体育館</p> <p>[ 対象 ] ・小学生高学年、中学生及び保護者等（平成15年度600名）</p>	<p>【家庭劇場】</p> <p>[ 内容 ] ・児童劇（人形劇）</p> <p>[ 会場 ] ・大信村農村環境改善センター</p> <p>[ 対象 ] ・小学生低学年及び保護者等（平成15年度300名）</p> <p>【本物の舞台芸術体験事業】</p> <p>[ 内容 ] ・舞台芸術鑑賞（落語）</p> <p>[ 会場 ] ・大信村農村環境改善センター</p> <p>[ 対象 ] ・小学校高学年、中学生及び保護者（平成15年度350名）</p>	<p>【中学校演劇鑑賞教室】</p> <p>[ 内容 ] ・劇団め組「走れメロス」</p> <p>[ 会場 ] ・東村文化センター</p> <p>[ 対象 ] ・中学生（平成15年度230名）</p> <p>【小学校演劇鑑賞教室】</p> <p>[ 内容 ] ・劇団民話芸術座「雨ふり小僧」</p> <p>[ 会場 ] ・東村文化センター</p> <p>[ 対象 ] ・小学生（H15年度410名）</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
男女共同参画事業	<p>【白河市男女共生計画】 (平成13年3月策定)</p> <p>[計画の推進] しらかわ男女共生会議 委員数：15名 各種団体委員、会社員、PTA 役員等 白河市男女共同参画計画庁内連絡会議 委員数：14名 各課所の課長補佐相当職以上の者</p> <p>[計画推進期間] ・平成13～22年度までの10年間 ただし、期間中に必要に応じ見直しを行う。</p> <p>[男女平等への意識づくり] ・各種講座・研修会への参加促進 ・情報紙「LUCK 楽」年1回発行 (全世帯配布17,000部) ・市広報紙・ホームページで啓発</p> <p>[政策・方針決定の場への女性の登用促進] ・人材の育成 ・各審議会・委員会への女性委員の登用促進啓発 (女性委員登用目標30%以上)</p> <p>[家庭生活での男女共同参画の促進] ・「しらかわの男(ひと)エプロンデー宣言(平成13年11月25日)</p> <p>(内容) 毎月第3日曜日をエプロンデーとして、男性の家事参加を促進 男女共同参画推進週間に女性から男性にエプロンを贈る週間とし、エプロンデーの定着を図る。</p>			<p>【男女共同参画事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東村男女共同参画社会庁内連絡会設置 (平成15年6月)</li> <li>・東村男女共同参画推進条例制定 (平成16年6月)</li> </ul>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
公民館各種講座・教室	<p>[主催教室]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レディースセミナー</li> <li>・少年ふるさと教室</li> <li>・めぐみ学級</li> <li>・文化財現地探訪</li> <li>・編み物教室</li> <li>・リフレッシュ教室</li> <li>・ハイキング入門教室</li> <li>・和太鼓教室</li> <li>・白河市民教養講座</li> <li>・楽しいクッキング</li> <li>・マジック教室</li> </ul> <p>各行政センターを分館と位置付け、高齢者向けの白梅教室を実施 陶芸教室、文化財教室も分館で実施</p>	<p>[各種教室]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パッチワーク教室</li> <li>・墨絵教室</li> <li>・絵手紙教室</li> <li>・陶芸教室</li> <li>・門松作り教室</li> <li>・松竹梅鉢作り</li> <li>・玉造教室</li> <li>・囲碁大会</li> </ul>	<p>[主催・共催講座(教室)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合唱教室</li> <li>・生け花教室</li> <li>・絵画教室</li> <li>・川柳教室</li> <li>・園芸教室</li> <li>・パッチワーク教室</li> <li>・陶芸教室</li> <li>・実用書道教室</li> <li>・わらしクラブ</li> <li>・学校週五日制対応事業</li> <li>・親子映画会</li> <li>・親子星お見る会</li> <li>・世代間交流団子さし</li> <li>・中央高砂学級</li> <li>・地区高砂学級</li> <li>・シニア健康体操</li> <li>・いきいきリフレッシュ塾</li> </ul>	<p>[主催・共催講座]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・釜子レディースセミナー</li> <li>・小野田レディースセミナー</li> <li>・東光学園</li> <li>・童謡を唄う講座</li> <li>・英会話教室</li> <li>・悠久美術旅クラブ</li> <li>・わんぱくクラブ</li> <li>・中学生ボランティア教室</li> <li>・伝承太鼓</li> </ul>
市・村文化財保護審議会	<p>【白河市文化財保護審議会】</p> <p>[組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員定数 10 名(現在 7 名・任期 2 年、歴史 2、建造物 1、全般 4 名)</li> <li>・会長、副会長各 1 名</li> </ul> <p>[審議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度始めに当年度事業に対する意見を聞くほか年間適宜開催年間 1 回の視察研修を実施</li> </ul>	<p>【表郷村文化財保護審議会】</p> <p>[組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員定数 10 名(任期 2 年)</li> <li>・会長、副会長各 1 名</li> </ul> <p>[審議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度始めに、当年度事業に対する意見を聞くほか年間適宜開催研修会参加等</li> </ul>	<p>【大信村文化財保護審議会】</p> <p>[組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員定数 5 名(任期 3 年)</li> <li>・委員長、副委員長各 1 名</li> </ul> <p>[審議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年 1 月 26 日の「文化財防火デー」に合わせて開催するほか必要に応じて年間適宜開催</li> </ul>	<p>【東村文化財保護調査委員会】</p> <p>[組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員定数 5 名以内(任期 3 年)</li> <li>・委員長、副委員長各 1 名</li> </ul> <p>[審議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年 1 月 26 日の「文化財防火デー」に合わせて開催するほか必要に応じて年間適宜開催</li> </ul>
国県市町村指定文化財	<p>[重要文化財(51件)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定 1</li> <li>・県指定 8</li> <li>・市指定 42</li> </ul> <p>[国認定重要美術品(4件)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定 4</li> </ul> <p>[記念物(13件)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国指定 2</li> <li>・県指定 3</li> <li>・市指定 8</li> </ul> <p>[民俗文化財(4件)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県指定 3</li> <li>・市指定 1</li> </ul>	<p>[重要文化財(10件)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県指定 6</li> <li>・村指定 4</li> </ul> <p>[記念物(16件)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県指定 1</li> <li>・村指定 15</li> </ul> <p>[民俗文化財(4件)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村指定 4</li> </ul>	<p>[重要文化財(6件)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県指定 1</li> <li>・村指定 5</li> </ul> <p>[記念物(3件)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県指定 1</li> <li>・村指定 2</li> </ul>	<p>[重要文化財(3件)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村指定 3</li> </ul> <p>[記念物(4件)]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村指定 4</li> </ul>



区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
市・村史編纂	<p>【白河市史(全10巻)】</p> <p>[編纂期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和61～平成17年度</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資料編5冊、各論編2冊刊行済</li> <li>・市史 通史編1(古代・中世) (平成16年度発刊予定)</li> <li>・市史 通史編2(近世) (平成17年度発刊予定)</li> <li>・市史 通史編3(近・現代) (平成17年度発刊予定)</li> </ul> <p>【白河口市史編纂委員会】</p> <p>[組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員定数12名 (任期は編纂終了まで)</li> </ul> <p>[委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長が必要に応じて招集</li> </ul>	<p>【表郷村史(全3巻)】</p> <p>[編纂期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成15～23年度</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村史第1巻 通史編 (平成23年度発刊予定)</li> <li>・村史第2巻 資料編 (平成21年度発刊予定)</li> <li>・村史第3巻 民俗編 (平成18年度発刊予定)</li> </ul> <p>【表郷村村史編纂委員会】</p> <p>[組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員定数12名 (任期は編纂終了まで)</li> </ul> <p>[委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長が必要に応じて招集</li> </ul>	<p>【大信村史(全4巻)】</p> <p>[編纂期間]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成8～17年度</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村史1 通史編 (平成17年度発刊予定)</li> <li>・村史2 資料編・上巻 考古～近世 (平成15年度発刊)</li> <li>・村史2 資料編・下巻 近・現代 (平成16年度発刊予定)</li> <li>・村史3 民俗編 (平成14年度発刊)</li> </ul> <p>【大信村村史編纂委員会】</p> <p>[組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員定数16名 (任期は編纂終了まで)</li> </ul> <p>[委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員長が必要に応じて招集</li> </ul>	<p>【東村史上・下巻】</p> <p>[編纂完了]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和51年発行</li> </ul> <p>[内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村史上・下巻</li> </ul>
図書館協議会	<p>【白河市立図書館協議会】</p> <p>[組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員10名以内(任期2年)</li> <li>・議長、副議長各1名</li> </ul> <p>[協議会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回開催</li> <li>・図書館の運営について協議</li> </ul>	/	<p>【中山義秀記念文学館運営委員会】</p> <p>[組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員5名(任期3年)</li> <li>・会長、副会長各1名</li> </ul> <p>[委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回開催</li> <li>・年度始めに事業計画案の協議決定する他、文学館全体の運営に関し課題や改善等について協議</li> </ul>	<p>【東村図書選定委員会】</p> <p>[組織]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員4名(任期規定なし)</li> </ul> <p>[委員会]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年1回開催</li> <li>・購入図書の選定</li> </ul>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
社会教育関係施設使用料	【白河市中心公民館】	【表郷村中央公民館】	【大信村公民館】	【東村中央公民館】
	9~12時 13~17時 18~21時	9~17時 17~21時 30分	9~17時 17~21時	9~17時 17~21時 30分
	大集会室・大広間	集会室・大広間	ホール	大広間
	1,050円 1,570円 2,100円	1,570円 2,100円	1,500円 2,100円	1,000円 1,500円
	第1・2講習室 840円 940円 1,050円	第1・2教室 520円 630円	第1研修室 500円 700円	和室 1,000円 1,500円
	第3講習室 420円 520円 630円	日本間 520円 630円	第2研修室 800円 1,000円	会議室(2室) 500円 800円
	料理講習室 840円 1,050円 1,260円	調理実習室 840円 1,050円	和室(1室) 500円 700円	会議室(1室) 300円 450円
	視聴覚室 840円 940円 1,050円		調理実習室 1,000円 1,500円	講義室(1室) 300円 450円
				憩いの広間 1,000円 1,500円
	【白河市市民会館】		【中山義秀記念文学館】	【東村文化センター】
	平日 土日祝日		入館料(1人1回につき)	9~17時 17~22時 9~22時
	(公共又は公共的性格の集会及び催物)		常設展	ホール 2,200円 3,300円 28,600円
	8~12時 6,300円 8,190円		団体 大人(高校生以上) 150円	エントランスホール
	13~17時 8,400円 10,920円		小人(小・中学生) 50円	550円 660円 7,150円
	18~22時 10,500円 13,650円		個人 大人(高校生以上) 200円	練習室 550円 660円 7,150円
8~22時 21,000円 27,300円		小人(小・中学生) 100円		
(営利的性格の集会及び催物)		【ふるさと文化伝承館】		
8~12時 12,600円 16,380円		一般 100円		
13~17時 16,800円 21,840円		児童・生徒 50円		
18~22時 21,000円 27,300円				
8~22時 42,000円 54,600円				
(その他の集会及び催物)				
8~12時 8,820円 11,440円				
13~17時 11,760円 15,220円				
18~22時 12,700円 19,110円				
8~22時 29,400円 38,220円				
【白河市文化センター】				
ホール 研修室/ホワイエ				
8~12時 4,200円 1,570円				
13~17時 5,250円 1,570円				
18~22時 6,300円 2,100円				
8~22時 12,600円 4,200円				
【白河市白河集古苑】				
個人 (一般・大学生) 310円				
(高・中小学生) 100円				
団体 (一般・大学生) 250円				
(高・中小学生) 80円				

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
中山義秀顕彰会 の運営関係			<p>【中山義秀顕彰会】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大信村生まれの芥川賞作家、中山義秀（ぎしゅう）を顕彰するために平成5年に顕彰会を設立</li> </ul> <p>[会員数]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名誉会員 15名</li> <li>・個人会員 260名</li> <li>・団体会員 41名</li> </ul> <p>[主な事業]</p> <p>中山義秀文学賞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H16年度で10回目、第9回目は公開選考会を実施</li> </ul> <p>中山義秀作文コンクール</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・村民に対し作文を募集、表彰</li> </ul> <p>文学ツアー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回著名な作家等の記念館や史跡めぐり</li> </ul> <p>カルチャー教室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月2回小学生対象の英会話教室</li> </ul> <p>作文教室</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学生対象の作文教室</li> </ul> <p>中山義秀文学賞受賞記念講演会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度文学賞を受賞した作者による講演会</li> </ul>	

## 【先進事例】

### 田村地方5町村合併協議会

- 1 町村指定の文化財は現行のとおりとし新市に引き継ぐものとする。
- 2 新市の文化財保護審査会の委員の定数は10人以内とする。
- 3 文化センターは現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- 4 社会体育関連施設は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、使用料は特徴・規模等施設の状況を勘案して定められており、現行のとおりとする。
- 5 社会教育委員の定数は15人以内とし、任期は2年とする。
- 6 成人式は合併後に統合し文化センターで開催する。
- 7 公民館運営審議会委員の定数は10人以内とし、任期は2年とする。
- 8 各種講座は住民のニーズに応じた必要性を検討し合併後に調整する。
- 9 図書館及び公民館図書室は現行のとおり新市に引き継ぐ。合併時に図書館及び公民館の図書を船引町図書館の例により電算化し、ネットワーク化を行い相互貸借できるようにする。
- 10 公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら調整に努める。
  - (1) 5町村の共通の団体について  
新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。  
実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合できるよう調整に努める。  
統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。
  - (2) 5町村の独自の団体について  
原則として、現行のとおりとし、新市全体の均衡を保てるよう調整に努める。
- 11 各種団体への補助金、交付金等については、その事業目的・効果を総合的に判断し、従来からの経緯や実情等にも配慮し調整する。
  - (1) 5町村で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
  - (2) 5町村において独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来からの実情を踏まえ、新市全体の均衡を保つよう調整する。

### 喜多方地方5町村合併協議会

- 1 生涯学習推進計画については、新市において新たに策定する。
- 2 生涯学習事業及び市町村民文化祭については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 公民館等の施設及び体育施設の使用料については、現行のとおり新市に引き継ぎ、使用料の減免については、合併時に統一する。
- 4 公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら次のとおり調整に努める。
  - (1) 共通の目的を持った団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。
  - (2) 共通の目的を持った団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合できるよう調整に努める。
  - (3) 共通の目的を持った団体で、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。
  - (4) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。
- 5 各種団体への補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯や実情等に配慮し、新市において公共的必要性、有効性及び公平性の観点から見直し、制度化を図る。
  - (1) 5市町村で同一あるいは同種の補助金、交付金等については、関係団体の理解と協力を得て統合の方向で調整する。
  - (2) 5市町村において独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来からの実情を踏まえ、新市全体の均衡を保つよう調整する。
  - (3) 整理統合できる補助金、交付金等については、制度の統一の方向で調整する。

### 南相馬合併協議会

- 1 生涯学習及び社会教育関係事業については、生涯を通じた生きがいづくりや生活文化の向上を一層推進するため、住民の主体的な学習活動を支援し、地域の特色を生かした事業の展開を引き続き実施する。
- 2 文化財については、引き続き適切な保存・保護に努め、積極的な活用を図る。
- 3 芸術文化振興については、引き続き参加・創作・発表の場の提供と支援を行いながら、芸術文化活動の活性化及び特色ある地域文化の向上を図る。

### 伊達7町合併協議会

- 1 社会教育関係施設等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。管理等については、合併後に調整する。
- 2 行事・事業関係
  - (1) 成人式については、合併後初回の成人式までに具体的な開催方法等について検討する。
  - (2) 生涯学習事業・講座及び各種スポーツ大会・教室等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に調整する。
  - (3) 地域性や特色を生かした事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3 指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24-(6)-ウ 各種事務事業の取扱い(教育に関する事務事業/社会体育関係)
調整方針	<p>1 総合体育大会及びスポーツ大会・行事については、当分の間、現行のとおり実施することとし、新市において関係団体等との連携を図りながら再編する。</p> <p>2 スポーツ教室については、現行のとおり新市に引き継ぎ、実施方法等については、新市において調整する。</p> <p>3 総合型地域スポーツクラブについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、活動の広域化や新たなクラブの設立を推進する。</p> <p>4 社会体育関係施設使用料については、現行のとおりとし、運営・維持管理については、新市において効率的な実施方法を検討する。</p>

区分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
総合体育大会事業	<p>【白河市民総合体育大会】</p> <p>[概要] 白河市体育協会加盟団体種目を町内会対抗方式で実施 総合開会式、総合閉会式を開催 総合8位までを総合閉会式時に表彰(全23種目、うち2種目得点外)</p> <p>[主催] 白河市・白河市教育委員会・白河市体育協会・白河市町内会連合会</p> <p>[開催時期] 毎年6月～10月</p> <p>[開催場所] 中央体育館ほか15ヶ所</p> <p>[参加者] 平成15年度 57団体 約2,460名</p>	<p>【表郷村村民体育祭】</p> <p>[概要] 地区対抗種目のほか、自由参加の団体・個人種目を実施、スポーツ競技だけでなくレクリエーション的な競技も開催(全19種目、種目ごと表彰)</p> <p>[主催] 表郷村・表郷村教育委員会・表郷村体育協会・表郷村健康づくり推進協議会</p> <p>[開催時期] 10月(体育の日)</p> <p>[開催場所] 総合運動公園多目的グラウンド</p> <p>[参加者] 平成15年度 約1,000名</p>	/	/

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
スポーツ大会・行事	<p>【しらかわスポーツの祭典】</p> <p>しらかわ青少年スポーツのつどい</p> <p>[ 概要 ] 市内各小学校の学年別クラス別対抗ドッジボール競技大会</p> <p>[ 開催時期 ] 毎年9月上旬</p> <p>[ 会場 ] 中央体育館ほか3ヶ所</p> <p>[ 対象 ] 市内各小学校、1～6年生</p> <p>[ 参加者 ] 平成15年度 109チーム</p> <p>しらかわ駅伝競走大会</p> <p>[ 概要 ] 高校生・一般各男女の駅伝競走大会</p> <p>[ 開催時期 ] 毎年9月下旬</p> <p>[ 開催場所 ] しらかわ中央スポーツ公園陸上競技場・公認しらかわ駅伝コース</p> <p>[ 対象 ] 高校生・一般</p> <p>[ 参加者 ] 平成15年度 高校男子 88チーム 高校女子 41チーム 一般男子 26チーム 一般女子 3チーム</p>	<p>【ファミリーハイキング】</p> <p>[ 概要 ] 家族参加によるハイキング</p> <p>[ 開催時期 ] 7月中旬</p> <p>[ 開催場所 ] 県内外近郊</p> <p>[ 対象 ] 村民</p> <p>[ 参加者 ] 平成15年度 約100名</p> <p>【夏季体育事業】</p> <p>[ 概要 ] 少年少女ティーボール大会 地区対抗野球大会 壮年ソフトボール大会 家庭バレーボール大会</p> <p>[ 開催時期 ] 8月中旬</p> <p>[ 開催場所 ] 総合運動公園、天狗山球場、村民野球場、勤労福祉センター</p> <p>[ 対象 ] 村民</p> <p>[ 参加者 ] 平成15年度 約1,040名</p>	<p>【西白河中学校野球大会】</p> <p>[ 概要 ] 西白河地区管内中学校野球部を招待し、トーナメント大会</p> <p>[ 開催時期 ] 4月下旬</p> <p>[ 開催場所 ] 総合運動公園野球場・多目的グラウンド</p> <p>[ 対象 ] 西白河管内中学校</p> <p>[ 参加者 ] 平成15年度 12チーム</p> <p>【権太倉山開き&amp;登山大会】</p> <p>[ 概要 ] 安全祈願祭と山開き記念登山大会 権太倉山をことのほか愛する会に開催を委託</p> <p>[ 開催時期 ] 4月29日(みどりの日)</p> <p>[ 開催場所 ] 権太倉山・聖ヶ岩ふるさとの森</p> <p>[ 対象 ] 村内外全般</p> <p>[ 参加者 ] 平成15年度 約450名</p>	<p>【東村村民球技大会】</p> <p>[ 概要 ] 村内地区対抗の村民球技大会(ソフトボール・家庭バレーボール)</p> <p>[ 開催時期 ] 9月上旬(若しくは8月下旬)</p> <p>[ 開催場所 ] 東風の台公園グラウンド・村民体育館・東中学校体育館</p> <p>[ 対象 ] 村民一般</p> <p>[ 参加者 ] 平成15年度 34チーム</p> <p>【ひがし郷里マラソン】</p> <p>[ 概要 ] 東村出身の藤田敦史選手を迎えてのマラソン大会</p> <p>[ 開催時期 ] 10月(若しくは9月)</p> <p>[ 開催場所 ] 21世紀の森運動公園・村内マラソンコース</p> <p>[ 対象 ] 村内外全般</p> <p>[ 参加者 ] 平成15年度 約1,000名</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
スポーツ大会・行事	<p>【ふれあいウォーク in 白河】</p> <p>[ 概要 ] 「ふるさと発見」「人と人との交流」の促進を目的とし、白河市内の名所旧跡を歩き、世代を越えた交流を図り、郷土愛を育む。</p> <p>[ 開催時期 ] 毎年 6 月上旬</p> <p>[ 参加者 ] 平成 15 年度 約 1,000 名</p> <p>[ 組織 ] 白河地域を活動拠点とする諸団体が実行委員会組織、企画・運営・準備委員長 1 名、副委員長 6 名、幹事 2 名、会計 2 名、監事 3 名、理事 8 名、実行委員 32 名により組織 事務局は生涯学習課</p> <p>[ 会議 ] 役員会 年 6 回、全体会 年 7 回 オールスタッフ会議 1 回、試歩 1 回</p> <p>【体育協会主催のスポーツ大会・行事】 ・スポーツフェスティバル ・県民スポーツ予選会</p>	<p>【天狗山野球大会】</p> <p>[ 概要 ] 東北関東選抜壮年軟式野球大会</p> <p>[ 開催時期 ] 9 月下旬</p> <p>[ 開催場所 ] 天狗山球場</p> <p>[ 対象 ] 東北地区・関東地区壮年野球チーム</p> <p>[ 参加者 ] 平成 15 年度 16 チーム</p> <p>【FIT 地域交流高校野球】</p> <p>[ 概要 ] 福島、茨城、栃木より高校野球部を招待しての交流試合</p> <p>[ 開催時期 ] 10 月</p> <p>[ 開催場所 ] 天狗山球場、村民野球場</p> <p>[ 対象 ] 福島 2、茨城 1、栃木 1</p> <p>[ 参加者 ] 平成 15 年度 4 チーム</p> <p>【体育協会主催のスポーツ大会・行事】 ・県民スポーツ予選会 ・バドミントン大会</p>	<p>【隈戸川流域健康ふれあいウォーク】</p> <p>[ 概要 ] 村の自然、隈戸川の清流を堪能しながら、「源流の里」を次の時代に引き継いでいくことを目的とし、隈戸川堤防を歩く。</p> <p>[ 開催時期 ] 毎年 10 月下旬</p> <p>[ 参加者 ] 平成 15 年度 約 620 名</p> <p>[ 組織 ] 行政区長、各種団体等により実行委員会を組織 委員長 1 名、副委員長 2 名、監査 2 名、委員 28 名 事務局は生涯学習課</p> <p>[ 会議 ] 委員会 1 回</p> <p>【体育協会主催のスポーツ大会・行事】 ・村民ゴルフ大会 ・村民球技大会 ・県民スポーツ予選会 ・村民綱引き大会 ・村民バレーボール大会</p>	<p>【体育協会主催のスポーツ大会・行事】 ・県民スポーツ予選会 ・ゲートボール大会 ・その他体育協会加盟団体ごとに各種大会を実施</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
スポーツ教室	<p>【各種スポーツ教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リフレッシュ3B体操教室</li> <li>・少年少女卓球教室</li> <li>・女性ゴルフ教室</li> <li>・弓道教室</li> <li>・グラウンドゴルフ教室</li> <li>・登山教室</li> <li>・家庭婦人バドミントン教室</li> <li>・アーチェリー教室</li> <li>・初・中級者テニス教室</li> <li>・少林寺拳法教室</li> <li>・さわやかエアロビクス教室</li> <li>・ソフトバレーボール教室</li> <li>・ジュニアトランポリン教室</li> <li>・少年少女柔道教室</li> <li>・合気道（護身術）教室</li> <li>・水泳教室（前期・後期）</li> <li>・剣道教室</li> <li>・女性卓球教室</li> <li>・少年少女陸上教室</li> <li>・競技用自転車体験教室</li> <li>・ジュニアテニス教室</li> <li>・バドミントン教室</li> <li>・ソフトテニス教室</li> <li>・ジュニアバレーボール教室</li> <li>・少年少女スキー・スノーボード教室</li> <li>・ツアースキー教室</li> </ul> <p>[実施方法]            体育協会加盟団体のスポーツ教室開催要項により実施、そのほかの種目については、事務局より開催並びに講師依頼</p>	<p>【各種スポーツ教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エアロビクス教室</li> <li>・スキー・スノーボード教室</li> <li>・ニュースポーツ教室</li> </ul> <p>[実施方法]            村が講師を依頼し開催</p>	<p>【各種スポーツ教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯スポーツ講座（水泳教室）</li> </ul> <p>[実施方法]            各小学校に専門インストラクターを派遣し実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリースポーツ講座</li> </ul> <p>[実施方法]            土・日曜に、体育指導員・スポーツリーダーバンク登録者により実施参加によりポイントがつき、最後に賞品を得られる。            マラソン大会、親子スキー教室等</p>	<p>【各種スポーツ教室】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひがしスポーツクラブ（総合型地域スポーツクラブ）にて各種スポーツ教室を実施</li> </ul>



区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
総合型地域 スポーツクラブ				<p>【ひがしスポーツクラブ】</p> <p>[概要] 平成11年度総合型地域スポーツクラブとして発足、複合型地域スポーツクラブの育成を目指し、村民の自発的なスポーツ活動を通し、技能を高め、スポーツを楽しみ、健康・体力の維持増進と親睦を図り、明るく豊かな生活の実現、地域スポーツの普及振興に寄与</p> <p>[組織] 東村に在住する者及びクラブに賛同する者で構成</p> <p>[会員数] 小学生 146名 中学生 20名 高校生 5名 一 般 18名の合計 189名</p> <p>[役員] 会長1名、副会長若干名、理事12名程度、会計若干名、幹事若干名</p> <p>[会費] 幼稚園以下 500円 小・中学生 2,000円 16歳以上 60歳未満 4,500円 60歳以上 2,800円</p> <p>[各種スポーツ教室] ゴルフ、弓道、ソフトテニス、サッカー、スキー・スノーボード、バドミントン、ソフトエアロビクス、バスケット等</p> <p>民間によるクラブ運営が基本だが、現在、クラブマネージャー不在のため行政が運営補助</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
社会体育関係施設運営・維持管理	<p>【直営による社会体育施設】職員等により受付、使用料を現金で徴収、使用許可</p> <p>[白河市総合運動公園]  ・白河市中央体育館  ・白河市国体記念体育館  ・テニスコート  ・市民プール  ・陸上競技場  ・多目的広場</p> <p>[しらさかの森スポーツ公園]  ・センターハウス  ・テニスコート  ・多目的広場  ・グリーンスタジアム  ・ブルースタジアム</p> <p>【運営委託している社会体育施設】自治能力により、ボランティアの協力と適正な受益者負担を行い、利用者が協議会を組織し管理運営</p> <p>・第一市民体育館  （第一市民体育館利用者協議会）  ・第二市民体育館  （第二市民体育館利用者協議会）  ・第三市民体育館  （第三市民体育館利用者協議会）  ・関辺市民体育館  （関辺市民体育館利用者協議会）  ・大沼市民体育館  （大沼市民体育館利用者協議会）  ・白河市武道館  （白河市武道館利用者協議会）</p>	<p>【直営による社会体育施設】職員等により受付、使用料を現金で徴収、使用許可</p> <p>[表郷村総合運動公園]  ・多目的グラウンド  ・表郷天狗山球場  ・村民野球場  ・表郷体育館  ・多目的研修センター</p> <p>【運営委託している社会体育施設】旧小学校跡地のグラウンドの維持管理を委託</p> <p>・村民中野グラウンド  （中野体育施設管理運営委員会）  ・村民八幡グラウンド  （八幡体育施設管理運営委員会）  ・村民高木グラウンド  （高木体育施設管理運営委員会）</p>	<p>【直営による社会体育施設】村嘱託職員により受付、使用料を現金で徴収、使用許可</p> <p>[聖ヶ岩ふるさとの森]  ・キャンプ場  ・研修室</p> <p>【運営委託している社会体育施設】シルバー人材センターに受付、使用料金を徴収、軽微な維持管理業務を委託</p> <p>[大信村総合運動公園]  ・野球場  ・テニスコート  ・農業者トレーニングセンター  ・多目的グラウンド  ・ゲートボール場</p> <p>[大信村第二運動公園]  ・多目的グラウンド  ・ゲートボール場</p> <p>・第二運動公園の草刈り業務を、上小屋行政区に委託</p> <p>・村民プールについては、管理運営専門業者に委託</p>	<p>【運営委託している社会教育施設】シルバー人材センターに受付、使用料徴収を委託、軽微な維持管理業務については、村嘱託職員が実施</p> <p>[東村 21 世紀の森運動公園]  ・多目的グラウンド  ・村民体育館  ・バーベキューハウス  ・キャンプ場  ・テニスコート  ・弓道場</p> <p>・村民プールについては、管理運営専門業者に委託</p>

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
社会体育関係施設使用料	<b>【中央体育館】</b> 1時間あたり 団体 (平日) 9時~17時 17時~21時 一般 630円 940円 高校生以下 310円 470円 (土日祝) 9時~17時 17時~21時 一般 840円 1,260円 高校生以下 420円 630円  個人 9時~17時 一般 50円 高校生以下 40円 中学生以下 30円 17時~21時 一般 70円 高校生以下 50円 中学生以下 40円  <b>【国体記念体育館】</b> 1時間あたり 団体 9時~21時 一般 630円 高校生以下 310円 個人 9時~17時 17時~21時 一般 50円 70円 高校生以下 40円 50円 中学生以下 30円 40円	<b>【総合運動公園表郷体育館】</b> 1時間あたり 団体(15名以上) 9時~17時 17時~21時 村内 450円 900円 村外 750円 1,500円 個人 9時~17時 17時~21時 村内 30円 60円 村外 50円 100円	<b>【農業者トレーニングセンター】</b> 1時間あたり 団体(貸切使用) 9時~17時 一般 400円(600円) 高校生以下 200円(300円)  個人 9時~17時 一般 50円(80円) 高校生以下 40円(60円) 中学生以下 30円(50円) カッコ書きは村外の料金 17時~21時は上記の1.5倍の金額	<b>【21世紀の森運動公園体育館】</b> 運動(アリーナ半面) 8時~12時 13時~17時 村内 300円 300円 村外 1,200円 1,200円 8時~17時 17時以降 村内 500円 300円 村外 2,500円 1,200円 運動(アリーナ全面) 8時~12時 13時~17時 村内 500円 500円 村外 2,500円 2,500円 8時~17時 17時以降 村内 1,000円 500円 村外 5,000円 2,500円 運動外入場料無(アリーナ半面) 8時~12時 13時~17時 村内 5,000円 5,000円 村外 20,000円 20,000円 8時~17時 17時以降 村内 10,000円 10,000円 村外 40,000円 30,000円 運動外入場料有(アリーナ全面) 8時~12時 13時~17時 村内 10,000円 10,000円 村外 20,000円 20,000円 8時~17時 17時以降 村内 20,000円 20,000円 村外 50,000円 50,000円
	<b>【総合運動公園多目的広場】</b> 9時~21時(1時間) 100円 照明使用料 市内 市外 全灯 6,720円 8,820円 半灯 3,360円 4,410円 <b>【白河市しらさかの森スポーツ公園】</b> 9時~17時(1時間) 全面 210円 半面 100円  <b>【陸上競技場】</b> 9時~19時(1時間) 専用使用 一般 1,050円 高校生以下 520円 一般使用 一般 100円 高校生以下 50円	<b>【総合運動公園多目的グラウンド】</b> 9時~21時(1時間) 村内 300円 村外 500円  照明使用料(1時間) 村内 550円 村外 1,100円	<b>【総合運動公園多目的グラウンド】</b> 9時~16時(1時間) 村内 400円 村外 600円	<b>【21世紀の森運動公園グラウンド】</b> 野球、ソフトコート 8時~12時 13時~17時 8時~17時 村内 無料 無料 無料 村外 2,500円 2,500円 5,000円 17時~21時(Aコートのみ使用可能) 村内 無料 村外 2,500円 グラウンド全面 8時~12時 13時~17時 8時~17時 村内 無料 無料 無料 村外 5,000円 5,000円 10,000円 照明使用料 17時~21時(30分) 1,000円

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
社会体育関係施設使用料	<b>【市民プール】</b> 9時~16時(1回2時間) 一般 100円 高校生 50円 小中学生 20円 幼児 無料	<b>【小学校プール(一般開放)】</b> 10時~17時(1回2時間) 大人 100円 中・高校生 50円 幼児・小学生 無料	<b>【総合運動公園プール】</b> 9時~16時30分(1回2時間) 一般 100円 高校生 50円 小中学生 20円 幼児 無料 村外は5割増	<b>【21世紀の森運動公園プール】</b> 9時~12時、13時~16時 村内 村外 大人 100円 大人 300円 小学生 50円 中高生 200円 幼児 無料 小学生 100円 幼児 無料
	<b>【白河市しらさかの森スポーツ公園】</b> 9時~21時(1時間) 一般 310円 高校生以下 210円 照明使用料(1時間) 市内 630円 市外 840円  <b>【白河市総合運動公園】</b> テニスコート・夜間照明使用料共に上に同じ	/	<b>【総合運動公園テニスコート】</b> 9時~21時(1時間) 村内 400円 村外 600円 照明使用料(1時間) 村内 300円 村外 450円	<b>【21世紀の森運動公園テニスコート】</b> 日の出~22時(1時間) 村内 300円 村外 1,200円 照明使用料(1時間) 村内 700円 村外 1,000円
	<b>【白河ツインスタジアム】</b> 6時~21時(冬季18時、1時間) 入場料を徴収しない場合 520円 入場料を徴収する場合 1日の最高入場料の200人分 照明使用料 市内 市外 全灯 9,450円 12,810円 半灯 6,610円 9,970円	<b>【天狗山野球場】</b> 9時~21時(1時間) 村内 610円 村外 810円  <b>【村民野球場】</b> 9時~21時(1時間) 村内 300円 村外 500円 照明使用料(1時間) 3,300円	<b>【総合運動公園野球場】</b> 9時~21時(1時間) 村内 400円 村外 600円 照明使用料 全灯 3,100円 4,650円 半灯 1,500円 2,250円	/
	<b>【白河市ゲートボール広場】</b> 8時30分~17時 使用料徴収なし	/	<b>【総合運動公園ゲートボール場】</b> 9時~16時(1時間) 村内 400円 村外 600円	<b>【21世紀の森運動公園ゲートボール場】</b> 日の出~日没(1日) 村内 無料 村外 1面2,000円
	/	/	/	<b>【21世紀の森運動公園弓道場】</b> 8時~21時(1日) 村内 村外 大人 200円 500円 中高生 100円 300円 小学生以下 50円 100円

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白 河 市	表 郷 村	大 信 村	東 村
社会体育関係施設使用料			<b>【聖ヶ岩ふるさとの森】</b> 5月～11月中旬 施設整備費（利用者全員に適用） 大人 200 円 小人 100 円 幼児無料 村外は5割増  テント（1夜） 500 円 バンガローA（1夜） 3,100 円 バンガローA（日帰） 2,100 円 バンガローB（1夜） 6,200 円 バンガローB（日帰） 4,100 円 研修室（昼間） 250 円 （夜間） 400 円 会議室（昼間） 200 円 （夜間） 300 円 浴室 大人 150 円 小人 100 円	<b>【21世紀の森運動公園キャンプ場】</b> 終日 村内 施設使用料 1日 300 円 テント 1日 800 円 炊事場 1回 300 円 村外 施設使用料 1日 1,200 円 テント 1日 2,200 円 炊事場 1回 1,200 円
			<b>【総合運動公園野外炊事場】</b> 9時～21時 野外炊事場使用料 1回 500 円 鉄板 1枚 200 円	<b>【21世紀の森運動公園バーベキュー場】</b> 8時～21時 村内 屋根付き 1回 500 円 野外 1回 300 円 村外 屋根付き 1回 1,200 円 野外 1回 1,000 円

## 【先進事例】

### 田村地方5町村合併協議会

- 1 社会体育関連施設は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。また、使用料は特徴・規模等施設の状況を勘案して定められており、現行のとおりとする。
- 2 体育指導委員の定数は60人以上とし、任期は2年とする。
- 3 各種スポーツ大会は合併後に調整する。

### 喜多方地方5町村合併協議会

- 1 体育施設の使用料については、現行のとおり新市に引継ぎ、使用料の減免については、合併時に統一する。

### 南相馬合併協議会

- 1 スポーツ関係事業については、施設の提供を図り関係団体と連携しながら、健康の増進及びスポーツ振興を一層推進する。

### 伊達7町合併協議会

- 1 社会教育関係施設等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。管理等については、合併後に調整する。
- 2 各種スポーツ大会・教室等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に調整する。
- 3 地域性や特色を生かした事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

### 佐野市・田沼町・葛生町合併協議会

- 1 体育指導委員については、合併後、速やかに調整を図る。
- 2 社会体育施設については、現行のとおりとし、合併時に使用期間及び使用時間を統一する。
- 3 体育協会については、合併後、統一するよう働きかける。

### 黒磯市・西那須野町・塩原町合併協議会

- 1 体育指導委員及びスポーツ振興審議会については、合併時に再編する。
- 2 地区体育大会事業（運動会等）については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、合併後、黒磯市の例を基本とし再編する。
- 3 各種スポーツ行事（大会等）については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
- 4 マラソン大会及び駅伝大会については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編する。
- 5 社会体育施設については、現行のとおり新市に引き継ぎ、利用時間及び休館日については、黒磯市の例により統合する。なお、名称等については、合併までに調整する。

### 三次市（広島県）

- 1 各種スポーツ行事等については、引き続き振興を図り、効果的な運営が行われるよう、新市において調整する。
- 2 体育指導委員については、新市において新たに置くものとする。
- 3 スポーツ振興審議会については、新市において新たに設置する。

### いなべ市（三重県）

- 1 主な行事については、各町の現状を踏まえつつ実施方法等の調整を図る。また、スポーツ大会については、体育協会、体育指導委員、スポーツ少年団等において調整し、決定する。

### さぬき市（香川県）

- 1 主要行事については、各町の現状を踏まえつつ実施方法等の調整を図る。
- 2 各事業等は、新市においても継続して実施する。

### 南アルプス市（山梨県）

- 1 現在各町村で行っている各種スポーツ大会は原則として継続するが、一本化できるもの、全体で実施した方が効果的なものを新市において見直し検討する。
- 2 体育・スポーツ施設については、学校施設開放も含め、利用時間などサービス内容を調整のうえ継続実施することとし、新市においては施設を気軽に使用できるシステムなどについて検討する。

### かほく市（石川県）

- 1 社会体育施設運営、維持管理業務については、新市において効率的な実施方法に調整する。
- 2 各種スポーツ大会については、新市において同一、又は類似する競技の場合、又は再編等を行い実施する。
- 3 総合型地域スポーツクラブについては、中学校区ごとに設立する。

白河市・表郷村・大信村・東村合併協議会協定項目調整内容

協定項目	24 - (7)	各種事務事業の取扱い(その他事業に関する事務事業)
調整方針	<p>1 東京市・村人会については、現存する会の意向を尊重しながら、新市においても組織の調整をする。</p> <p>2 市・村政功労者表彰については、合併年度の翌年から統一する。</p> <p>3 名誉市・村民表彰については、現行のとおり新市に引き継ぎ、内容については新市において調整する。</p> <p>4 市民栄誉賞表彰については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>5 総合計画については、新市建設計画を基本とし、4市村の現行の総合計画、国土利用計画等を踏まえ、新市において速やかに住民意向を反映した新たな総合計画を策定する。</p> <p>6 情報公開制度及び個人情報保護制度については、合併時に統一する。</p> <p>7 小野田小学校児童増加促進対策事業については、現計画のとおり新市に引き継ぐものとする。</p>	

区分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
東京市・村人会	<p>[名称] 東京しらかわ会</p> <p>[会員] 東京都、その近県に住所を有する白河地方の出身者及びその家族並びにこの会の主旨に賛同するその他の個人又は法人</p> <p>[目的] 白河を離れ、様々な分野で活躍している方々と、ふるさと白河との親睦を深めることを目的とする。</p> <p>[設立] 昭和60年11月1日</p> <p>[会員数] 276名 (平成16年10月1日現在)</p>	<p>[名称] 東京おもてごう会</p> <p>[会員] 東京都、その近県に住所を有する表郷村出身者及びその家族並びにこの会の主旨に賛同するその他の個人又は法人</p> <p>[目的] 会員相互の親睦及びふるさと表郷の発展向上を図ることを目的とする。</p> <p>[設立] 昭和63年4月17日</p> <p>[会員数] 170名 (平成16年10月1日現在)</p>	<p>[名称] 東京たいしん会</p> <p>[会員] 東京都、その近県に住所を有する大信村出身者及びその家族並びにこの会の主旨に賛同するその他の個人又は法人</p> <p>[目的] 会員相互の親睦及びふるさと大信の発展向上を図ることを目的とする。</p> <p>[設立] 昭和58年7月3日</p> <p>[会員数] 218名 (平成16年10月1日現在)</p>	<p>[名称] 釜子同郷会、東村小野田会</p> <p>[会員] 東京都、その近県に住所を有する東村釜子・小野田地区出身者及びその家族並びにこの会の主旨に賛同するその他の個人又は法人</p> <p>[目的] 会員相互の親睦及びふるさと東村の発展向上を図ることを目的とする。</p> <p>[設立] ・釜子同郷会 昭和30年 ・東村小野田会 平成元年9月7日</p> <p>[会員数] ・釜子同郷会 300名 ・東村小野田会 220名 (平成16年10月1日現在)</p>





区 分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
	<p>善行表彰 治安の維持、風水害及び火災 等の防護に尽力し、又は人命 救助した者 公益のため多額の私財を寄贈 した者 その他市民の模範となる善行 をした者</p>	<p>善行表彰 団体又は個人で、多年村の公 益に関する事業に尽力し、又 は公務を助力し、成績顕著で ある者の公益のため多額の金品を 村寄附し、又は奇特の行為があ った者 非常災害に際し、特に功績があ った者 非常災害に際し、特に功績が 顕著である者の模範とな るべき者 村の職員その他これに準ず る者であって職務に勉励し、執 務改善、事務改善等について 業績が顕著な者 前各号の外、村長において認 定した者</p>	<p>善行表彰 団体又は個人であって、多年 公益に関する事業に尽力し、又 は公務を助力し、成績顕著で ある者の公益のため多額の金品を 村寄附し、又は奇特の行為があ った者 非常災害に際し、特に功績があ った者 非常災害に際し、特に功績が 顕著である者の模範とな るべき者 村の職員、その他これに準ず る者であって、職務に勉励し、 執務改善等について業績 が顕著な者 前各号の外、村長において認 定した者</p>	<p>善行表彰 村議会議員の職にあつて 4 年 以上在職した者 団体又は個人であつて、多年 村の公益に関する事業に尽力 し、又は公務を助力し、成績 顕著であつて村民の模範とな るべき者 村の公益のため多額の金品を 村寄附し、又は奇特の行為があ った者 非常災害に際し、特に功績が 顕著である者の模範とな るべき者 村の職員、その他これに準ず る者であつて、職務に勉励し、 執務改善、事務改善等につい て業績が顕著な者 前各号の外、村長において認 定した者</p>
	<p>[ 表彰方法 ] ・ 功勞表彰 表彰状及び記念品を贈呈 ・ 善行表彰 表彰状及び記念品を贈呈</p>	<p>[ 表彰方法 ] ・ 特別功勞表彰 表彰状及び記念品を贈呈 ・ 功勞表彰 表彰状及び記念品を贈呈 ・ 善行表彰 表彰状及び記念品を贈呈</p>	<p>[ 表彰方法 ] ・ 特別功勞表彰 表彰状及び記念品を贈呈 ・ 功勞表彰 表彰状及び記念品を贈呈 ・ 功勞章並びに表彰状及び記念 品又は金品を贈呈 ・ 善行表彰 表彰状及び記念品又は金品を 贈呈</p>	<p>[ 表彰方法 ] ・ 特別功勞表彰 表彰状及び記念品を贈呈 ・ 功勞表彰 表彰状及び記念品又は金品を 贈呈 ・ 善行表彰 表彰状及び金品を贈呈</p>
	<p>[ 表彰時期 ] 11月3日</p>	<p>[ 表彰時期 ] 11月3日</p>	<p>[ 表彰時期 ] 11月3日</p>	<p>[ 表彰時期 ] 11月3日</p>
	<p>[ 表彰審査 ] 表彰審査会</p>	<p>[ 表彰審査 ] 村長が規則により審査</p>	<p>[ 表彰審査 ] 選衡委員会</p>	<p>[ 表彰審査 ] 表彰審査委員会</p>
	<p>[ 表彰実績 ](平成 15 年度末現在 ) ・ 功勞表彰 666 人 ・ 善行表彰 30 人</p>	<p>[ 表彰実績 ](平成 15 年度末現在 ) ・ 特別功勞表彰 93 人 ・ 功勞表彰 250 人 ・ 善行表彰 34 人 1 団体</p>	<p>[ 表彰実績 ](平成 15 年度末現在 ) ・ 特別功勞表彰 5 人 ・ 功勞表彰 149 人 3 団体 ・ 善行表彰 0 人</p>	<p>[ 表彰実績 ](平成 15 年度末現在 ) ・ 特別功勞表彰 21 人 ・ 功勞表彰 66 人 ・ 善行表彰 17 人 3 団体</p>
	<p>白河市表彰規則 (昭和 49 年 10 月 17 日施行)</p>	<p>表郷村表彰条例 (昭和 55 年 3 月 24 日施行)</p>	<p>大信村表彰条例・規則 (昭和 50 年 11 月 22 日施行)</p>	<p>東村表彰条例 (昭和 36 年 4 月 6 日施行)</p>

区分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
名誉市・村民表彰	<p>[目的] 社会文化の興隆に多大な貢献した者で、その功績が卓越し、広く郷土の誇りとして市民の尊敬の称を贈り、その功績を文化の興隆に對する意欲をこの目的とする。</p> <p>[要件] 本市に居住している者若しくは居住していた者又は縁故の深い者であること。又は学術及び芸技の進歩に著しい功績があったこと。市民が郷土の誇りとして、ひとしく尊敬する者であること。</p> <p>[選考方法] 候補者について「白河市名誉市村民選考委員会」を設置して選考を行い、選考された者を市長が議会の同意を得て決定する。</p> <p>[表彰実績](平成15年度末現在) 0人</p> <p>白河市名誉市民条例 (平成元年4月1日施行)</p>	<p>[目的] 社会文化の振興に尽し、その功績が偉大である者、これを郷土の誇りとして、市民の尊敬の称を贈り、その功績を文化の興隆に對する意欲をこの目的とする。</p> <p>[要件] 本村に居住している者、若しくは居住していた者、又は本村に特別の縁故を有する者であること。政治、経済、産業、文化、公共福祉等公益上顕著な功績があった者であること。市民が郷土の誇りとして、ひとしく尊敬する者であること。</p> <p>[選定方法] 名誉村民は、村長が議会の同意を得て選定する。</p> <p>[表彰実績](平成15年度末現在) 0人</p> <p>表郷村名誉村民条例 (昭和55年3月24日施行)</p>	<p>[目的] 社会文化の振興に尽し、村民が郷土の誇りとし、深く尊敬する者、これを大信村名誉村民に推したいし、その功績と栄誉をたたえ、もって村民の社会文化興隆に對する意欲の昂揚を図ることを目的とする。</p> <p>[要件] 本村に居住している者、若しくは居住していた者、又は縁故の深い者であること。公共の福祉の増進、産業文化の進展又は社会公益上顕著な功績があった者であること。村民が郷土の誇りとして、ひとしく尊敬する者であること。</p> <p>[選考方法] 名誉村民は村長が議会の同意を得て決定する。</p> <p>[表彰実績](平成15年度末現在) 2人</p> <p>大信村名誉村民に関する条例 (昭和52年12月21日施行)</p>	<p>[目的] 社会文化の振興に尽し、その功績が偉大である者、これを郷土の誇りとして、市民の尊敬の称を贈り、その功績を文化の興隆に對する意欲をこの目的とする。</p> <p>[要件] 本村に居住している者、若しくは居住していた者、又は本村に特別の縁故を有する者であること。政治、経済、産業、文化、公共福祉等、社会公益上顕著な功績があった者であること。村民が郷土の誇りとして、ひとしく尊敬する者であること。</p> <p>[選定方法] 名誉村民は、村長が議会の同意を得て選定する。</p> <p>[表彰実績](平成15年度末現在) 2人</p> <p>東村名誉村民条例 (昭和53年4月12日施行)</p>
市民榮譽賞表彰	<p>[目的] 市民に親しまれ、市民に明るい希望と誇りを与えること、特に顕著な業績を誇ることを目的とする。</p> <p>[要件] オリンピック、世界選手権等世界的規模の大会で顕著な成績を収めたもの</p>	/		

区 分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
	世界的規模の学術、芸術、文化コンクール等で顕著な成績を収めたもの その他特に顕著な業績のあったもの  [表彰実績] 1人  白河市民栄誉賞表彰規則 (平成16年9月1日施行)	/	/	/
総合計画	<b>【白河市総合計画】</b> [名称] 白河21飛躍プラン  [策定年月] 平成11年12月  [計画期間] 平成12～21年度  [将来像] 豊かさあふれる生涯都市しらかわ  [審議機関] 白河市総合計画審議委員会 (委員数:26名)  [構成] ・基本構想 平成12～21年度(10年間) ・基本計画 平成12～21年度(10年間) ・重点プロジェクト構想 平成12～21年度(10年間)	<b>【第3次表郷村振興計画】</b> [名称] 表郷プラン21  [策定年月] 平成13年3月  [計画期間] 平成13～22年度  [将来像] 豊かで、美しい、誇れるふるさと表郷  [審議機関] 表郷村振興計画審議会 (委員数:28名)  [構成] ・基本構想 平成13～22年度(10年間) ・基本計画 平成13～22年度(10年間)	<b>【第3次大信村総合振興計画】</b> [名称] ふるさと夢おこしプラン  [策定年月] 平成7年12月  [計画期間] 平成8～17年度  [将来像] 世界中で唯一の一番美しい天地の創造  [審議機関] 大信村総合振興審議会 (委員数:20名)  [構成] ・基本構想 平成8～平成17年度(10年間) ・基本計画 平成8～平成17年度(10年間)	<b>【第3次東村振興計画】</b> [名称] ひがしサンライズプラン  [策定年月] 平成7年6月  [計画期間] 平成8～17年度  [将来像] うるおいと活力のある東村  [審議機関] 東村総合開発審議会 (委員数:24名)  [構成] ・基本構想 平成8～平成17年度(10年間) ・基本計画 平成8～平成17年度(10年間)

区 分	4 市 村 の 現 況																													
	白河市	表郷村	大信村	東 村																										
情報公開制度	<p>[ 条例等 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・白河市情報公開及び個人情報保護に関する条例</li> <li>・白河市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則</li> </ul> <p>[ 公開の対象となる情報 ]            実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及び磁気テープその他これに類するものから出力され、又は採録されたものであって、決裁、供覧等の手続が終了し、当該実施機関が管理しているもの。</p> <p>[ 公開請求ができる者 ]            市内に住所を有する者            市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体            市内の事務所又は事業所に勤務する者            市内の学校に在学する者            実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者</p> <p>[ 請求方法 ]            所定の請求書を実施機関へ提出</p> <p>[ 公開・非公開の決定及び通知 ]            請求書を受理した日から起算して15日以内に決定</p> <p>[ 請求実績 ]</p> <table> <tr><td>・平成9年度</td><td>1件</td></tr> <tr><td>・平成10年度</td><td>2件</td></tr> <tr><td>・平成11年度</td><td>3件</td></tr> <tr><td>・平成12年度</td><td>7件</td></tr> <tr><td>・平成13年度</td><td>59件</td></tr> <tr><td>・平成14年度</td><td>8件</td></tr> <tr><td>・平成15年度</td><td>4件</td></tr> </table>	・平成9年度	1件	・平成10年度	2件	・平成11年度	3件	・平成12年度	7件	・平成13年度	59件	・平成14年度	8件	・平成15年度	4件	<p>[ 条例等 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷村情報公開条例</li> <li>・表郷村情報公開条例施行規則</li> </ul> <p>[ 公開の対象となる情報 ]            実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及び磁気的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。</p> <p>[ 公開請求ができる者 ]            村の区域内に住所を有する者            村の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体            村の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者            実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する者</p> <p>[ 請求方法 ]            所定の請求書を実施機関へ提出</p> <p>[ 公開・非公開の決定及び通知 ]            請求があった日から15日以内に決定</p> <p>[ 請求実績 ]</p> <table> <tr><td>・平成13年度</td><td>0件</td></tr> <tr><td>・平成14年度</td><td>1件</td></tr> <tr><td>・平成15年度</td><td>1件</td></tr> </table>	・平成13年度	0件	・平成14年度	1件	・平成15年度	1件	<p>[ 条例等 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大信村情報公開条例</li> <li>・大信村情報公開条例施行規則</li> </ul> <p>[ 公開の対象となる情報 ]            実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及び磁気的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの。</p> <p>[ 公開請求ができる者 ]            村の区域内に住所を有する者            村の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体            村の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者            村の区域内に存する学校に在学する者            実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する者</p> <p>[ 請求方法 ]            所定の請求書を実施機関へ提出</p> <p>[ 公開・非公開の決定及び通知 ]            請求があった日の翌日から起算して14日以内に決定</p> <p>[ 請求実績 ]</p> <table> <tr><td>・平成15年度</td><td>1件</td></tr> </table>	・平成15年度	1件	<p>[ 条例等 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東村情報公開条例</li> <li>・東村情報公開条例施行規則</li> </ul> <p>[ 公開の対象となる情報 ]            実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面、写真及び磁気テープその他これに類するものから出力され、若しくは採録されたものであって、実施機関において定めている決裁、供覧等の処理手続が完了し、実施機関が管理しているもの。</p> <p>[ 公開請求ができる者 ]            村内に住所を有する個人            村内に事務所又は事業所を有する個人及び法人            実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者</p> <p>[ 請求方法 ]            所定の請求書を実施機関へ提出</p> <p>[ 公開・非公開の決定及び通知 ]            請求書を受理した日から起算して15日以内に決定</p> <p>[ 請求実績 ]</p> <table> <tr><td>・平成14年度</td><td>0件</td></tr> <tr><td>・平成15年度</td><td>0件</td></tr> </table>	・平成14年度	0件	・平成15年度	0件
・平成9年度	1件																													
・平成10年度	2件																													
・平成11年度	3件																													
・平成12年度	7件																													
・平成13年度	59件																													
・平成14年度	8件																													
・平成15年度	4件																													
・平成13年度	0件																													
・平成14年度	1件																													
・平成15年度	1件																													
・平成15年度	1件																													
・平成14年度	0件																													
・平成15年度	0件																													

区分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
個人情報保護制度	<p>[ 条例等 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・白河市情報公開及び個人情報保護に関する条例</li> <li>・白河市情報公開及び個人情報保護に関する条例施行規則</li> </ul> <p>[ 収集の制限 ]</p> <p>個人情報を収集しようとするときは、収集目的等を明らかにし、個人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>法令等により定めがあるとき</li> <li>本人の生命、身体及び財産の安全を確保するため、緊急性を要するに認められる場合</li> <li>本人の生命、身体及び財産の安全を確保するため、緊急性を要するに認められる場合</li> </ol> <p>[ 利用及び提供の制限 ]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人情報を収集目的の範囲を超えて利用してはならない。</li> <li>2 個人情報を収集目的の範囲を超えて実施しない。</li> <li>3 提供してはならない。</li> </ol> <p>は、目的外利用又は外部提供をすることができない。</p>	<p>[ 条例等 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・表郷村個人情報保護条例</li> <li>・表郷村個人情報保護条例施行規則</li> </ul> <p>[ 収集の制限 ]</p> <p>個人情報を収集するときは、個人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>法令又は条例の規定に基づくとき</li> <li>本人の生命、身体及び財産の安全を確保するため、緊急性を要するに認められる場合</li> <li>本人の生命、身体及び財産の安全を確保するため、緊急性を要するに認められる場合</li> </ol> <p>[ 利用及び提供の制限 ]</p> <p>個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えてはならない。</p>	<p>[ 条例等 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大信村個人情報保護条例</li> <li>・大信村個人情報保護条例施行規則</li> </ul> <p>[ 収集の制限 ]</p> <p>個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>法令又は条例の規定に基づくとき</li> <li>本人の生命、身体及び財産の安全を確保するため、緊急性を要するに認められる場合</li> <li>本人の生命、身体及び財産の安全を確保するため、緊急性を要するに認められる場合</li> </ol> <p>[ 利用及び提供の制限 ]</p> <p>個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えてはならない。</p>	<p>[ 条例等 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東村個人情報保護条例</li> <li>・東村個人情報保護条例施行規則</li> </ul> <p>[ 収集の制限 ]</p> <p>個人情報を収集するときは、当該個人から直接収集するときは、当該個人から直接収集するときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>法令等により定めがあるとき</li> <li>本人の生命、身体及び財産の安全を確保するため、緊急性を要するに認められる場合</li> <li>本人の生命、身体及び財産の安全を確保するため、緊急性を要するに認められる場合</li> </ol> <p>[ 利用及び提供の制限 ]</p> <p>個人情報を取り扱う事務の目的の範囲を超えてはならない。</p>

区分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
	<p>とき 産 急 情 と 財 急 情 ら 緊 急 情 る 及 認 び 見 あ る 身 体 及 意 が 身 体 的 な 開 め が 守 得 な 公 定 意 命 守 得 報 に 同 生 を 査 査 等 の 全 市 情 報 令 人 安 や と 河 保 法 本 個 の つ る 白 報</p> <p>[ 開 示 請 求 ] 何 人 機 関 が 保 有 す る 自 己 情 報 の 開 示 を 請 求 す る こ と が き 。</p> <p>[ 開 示 し な い こ と が で き る 個 人 情 報 ] 法 令 等 に 定 め ら れ た 評 価 選 考 等 個 人 の 相 談 選 考 等 の 実 施 機 関 導 相 談 選 考 等 の 実 施 機 関 の 執 政 執 行 の 市 情 報 査 査 会 の 審 白 河 市 情 報 査 査 会 の 審 査 認 保 護 認 め</p>	<p>の や き れ の お き は 他 に い に 産 つ と さ ん と 又 は と お 認 財 急 急 れ 公 害 し る 合 不 き 及 緊 ら り て 侵 ら し 若 し 場 益 と 身 体 的 な 認 認 認 認 認 認 認 づ が 身 体 的 な 認 認 認 認 認 認 基 意 命 守 得 な 報 場 益 関 機 理 人 に 同 生 守 得 な 報 場 益 関 機 理 人 等 の 全 市 情 報 査 査 会 の 審 査 令 人 安 や と 河 保 護 認 め 法 本 個 の つ る 白 報</p> <p>[ 開 示 請 求 ] 何 人 機 関 が 保 有 す る 自 己 情 報 の 開 示 を 請 求 す る こ と が き 。</p> <p>[ 開 示 し な い こ と が で き る 個 人 情 報 ] 法 令 等 に 定 め ら れ た 評 価 選 考 等 個 人 の 相 談 選 考 等 の 実 施 機 関 導 相 談 選 考 等 の 実 施 機 関 の 執 政 執 行 の 市 情 報 査 査 会 の 審 白 河 市 情 報 査 査 会 の 審 査 認 保 護 認 め</p>	<p>の や き れ の お き は 他 に い に 産 つ と さ ん と 又 は と お 認 財 急 急 れ 公 害 し る 合 不 き 及 緊 ら り て 侵 ら し 若 し 場 益 と 身 体 的 な 認 認 認 認 認 認 認 づ が 身 体 的 な 認 認 認 認 認 認 基 意 命 守 得 な 報 場 益 関 機 理 人 に 同 生 守 得 な 報 場 益 関 機 理 人 等 の 全 市 情 報 査 査 会 の 審 査 令 人 安 や と 河 保 護 認 め 法 本 個 の つ る 白 報</p> <p>[ 開 示 請 求 ] 何 人 機 関 が 保 有 す る 自 己 情 報 の 開 示 を 請 求 す る こ と が き 。</p> <p>[ 開 示 し な い こ と が で き る 個 人 情 報 ] 法 令 等 に 定 め ら れ た 評 価 選 考 等 個 人 の 相 談 選 考 等 の 実 施 機 関 導 相 談 選 考 等 の 実 施 機 関 の 執 政 執 行 の 市 情 報 査 査 会 の 審 白 河 市 情 報 査 査 会 の 審 査 認 保 護 認 め</p>	<p>対 や 上 人 急 益 個 人 情 に 急 益 個 人 情 き 産 緊 急 公 益 害 緊 と 財 急 急 れ 公 害 し る 合 不 ら 又 又 又 又 又 又 又 又 又 又 あ が 康 け き 増 り 益 場 を が 健 避 と の お 利 承 認 意 定 を い 社 が 利 承 認 同 に 命 危 得 の 要 の 承 認 の 等 生 危 得 の 要 の 承 認 人 令 の 全 市 情 報 査 査 会 本 法 人 安 や と 河 保 護 認 め</p> <p>[ 開 示 請 求 ] 何 人 機 関 が 保 有 す る 自 己 情 報 の 開 示 を 請 求 す る こ と が き 。</p> <p>[ 開 示 し な い こ と が で き る 個 人 情 報 ] 法 令 等 に 定 め ら れ た 評 価 選 考 等 個 人 の 相 談 選 考 等 の 実 施 機 関 導 相 談 選 考 等 の 実 施 機 関 の 執 政 執 行 の 市 情 報 査 査 会 の 審 白 河 市 情 報 査 査 会 の 審 査 認 保 護 認 め</p>







区 分	4 市 村 の 現 況			
	白河市	表郷村	大信村	東 村
				<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入居時において、幼児と両親が同居すること。</li> <li>・ 東村に住民登録し、公租公課等が完納できる者。</li> <li>・ 公序良俗に反した行為を行わない者。</li> <li>・ 宅地譲渡及び住宅建築の条件</li> <li>・ 分譲地は原則として15年間は賃貸借契約とし、賃貸借期間終了後に無償で譲渡する。</li> <li>・ 賃借料の月額は、1㎡あたり15円に分譲地の面積を乗じた額とする。</li> <li>・ 分譲地には住居住宅以外の建物の建築はできない。</li> <li>・ 分譲地は盛土等の形質変更はできない。</li> <li>・ 公営水道の利用、合併浄化槽の設置が必要である。</li> <li>その他分譲条件</li> <li>・ 分譲地の譲渡予定区画は7区画とし、1区画の面積は概ね100坪程度とする。</li> <li>・ 分譲地は譲渡予定者の決定後、1年の間に造成工事を完了。</li> <li>・ 譲渡契約は分譲地完成後行う。</li> <li>・ 7区画全てにおいて、譲渡予定者が決定しない場合は、事業を実施しない。</li> </ul> <p>分譲年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 11、13、15 年度</li> </ul> <p>区画数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在 21 区画</li> </ul> <p>[ 事業費 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 11 年度 18,400,000 円</li> <li>・ 平成 13 年度 20,860,000 円</li> <li>・ 平成 15 年度 23,500,000 円</li> </ul>

## 先進事例

### 【さいたま市】(平成13年5月1日合併)

- ・名誉市民、市民荣誉賞、文化賞及び市政功労賞については新市において継続する。
- ・情報公開事業については、合併までに課題等を整理し新市において制度化するものとする。

### 【薩摩川内市】(平成16年10月12日合併)

- ・名誉市民表彰については、合併時に、川内市の制度を基本に調整する。ただし、すでにその称号を贈られている名誉市町村民については、これを新市に引き継ぐ。
- ・市民表彰、功労賞表彰については、合併時に川内市の制度を基本に調整する。
- ・情報公開制度については、未制定の団体もあるため、川内市の制度を基本に合併時に制定する。
- ・総合計画策定について  
総合計画「基本構想」については、旧市町村の総合計画を考慮した新市まちづくり計画における「まちづくりの基本方針」の承継を図り、新市に移行後、速やかに策定する。  
総合計画「基本計画」については、新市まちづくり計画に基づき策定する。この策定までの間は、新市まちづくり計画基本計画により行政運営を行う。なお、「基本計画」策定に当たり、各地区コミュニティ協議会の地区振興計画を参考にする。  
総合計画「実施計画」(3ヶ年計画)については、新市まちづくり計画を基に暫定的な計画を新市に移行後、速やかに策定する。

### 【田村地方5町村合併協議会】(平成17年3月1日合併予定)

- ・名誉市民制度については、新市において検討するものとする。
- ・表彰制度については、新市において新たな制度を創造するものとする。
- ・総合計画、過疎計画、辺地計画については、新市において新たに策定する。

### 【喜多方地方5市町村合併協議会】(平成18年1月4日合併予定)

- ・名誉市民制度については、新市において定めるものとする。
- ・表彰制度については、新市において定めるものとする。
- ・情報公開制度については、合併時に統一する。
- ・個人情報保護制度については、合併時に統一する。
- ・総合計画については、新市建設計画との整合性を図り、新市において策定する。